

(仮称) 一宮西港道路

環境影響評価方法書 要約書

令和 8 年 7 月

愛 知 県

国土交通省 中部地方整備局

— 目 次 —

第1章 都市計画対象道路事業の名称	1-1
第2章 都市計画決定権者等の名称	2-1
第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）	3-1
第1節 都市計画対象道路事業の目的	3-1
第2節 都市計画対象道路事業の内容	3-2
2.1 都市計画対象道路事業の種類	3-2
2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置	3-2
2.3 都市計画対象道路事業の規模	3-5
2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	3-5
2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	3-5
2.6 その他の都市計画対象道路事業の内容	3-5
第3節 その他の都市計画対象道路事業に関する事項	3-6
3.1 都市計画対象道路事業の経緯	3-6
3.2 計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯	3-20
3.3 環境保全への配慮事項	3-21
第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4-1
第1節 自然的状況	4-4
第2節 社会的状況	4-7
第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果	5-1
第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解	6-1
第7章 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解	7-1
第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と事業予定者の 見解	7-1
第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解	7-3
第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	8-1
第1節 専門家等による技術的助言	8-1
第2節 環境影響評価の項目	8-2
第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	8-2

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 50,000 を複製したものです。

- ・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 8JHf 70
- ・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

本方法書は、環境影響評価法第5条第38条の6の規定により、対象事業に係る施設に関する都市計画の決定と併せて手続きを行うため、都市計画決定権者及び事業予定者が作成したものです。

第1章 都市計画対象道路事業の名称

(仮称) 一宮西港道路

第2章 都市計画決定権者等の名称

都市計画決定権者の名称：愛知県

代表者の氏名：愛知県知事 大村 秀章

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

※上記は、愛知県内の都市計画決定権者である。

事業予定者の名称：国土交通省 中部地方整備局

代表者の氏名：国土交通省 中部地方整備局長 森本 輝

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）

第1節 都市計画対象道路事業の目的

一宮西港道路は、東海北陸自動車道・一宮 JCT と伊勢湾岸自動車道を結ぶ延長約 28km の高規格道路です。

中部圏における太平洋と日本海を結ぶ南北の広域ネットワークとしては、東海北陸自動車道がその役割を担っていますが、一宮 JCT 以南にミッシングリンクが存在しています。このため、西尾張中央道（一般道）の大型車混入率が高く主要渋滞箇所も点在しており、所要時間にバラつきが生じています。また、西尾張・海部地域は、南北方向の緊急輸送道路が脆弱で、大規模災害発生時における救助活動や広域支援への影響が懸念されるほか、愛知県平均と比較して区画整理整備率が低く、人口当たりの道路延長も短いなど、まちづくりを進める上での課題があります。

一宮西港道路は、これらの課題が解消されることで、「物流」「防災」「まちづくり（地域開発の支援）」の3つの観点において、より良い地域づくりに寄与することを目的としています。

また、上記を踏まえ、以下の3つの政策目標を設定しています。

1. 速達性、定時性の向上による物流活動の支援
2. 災害発生時における信頼性の高い道路ネットワークの強化
3. 土地利用の高度化、地域と連携した開発の促進による持続可能な地方都市の形成

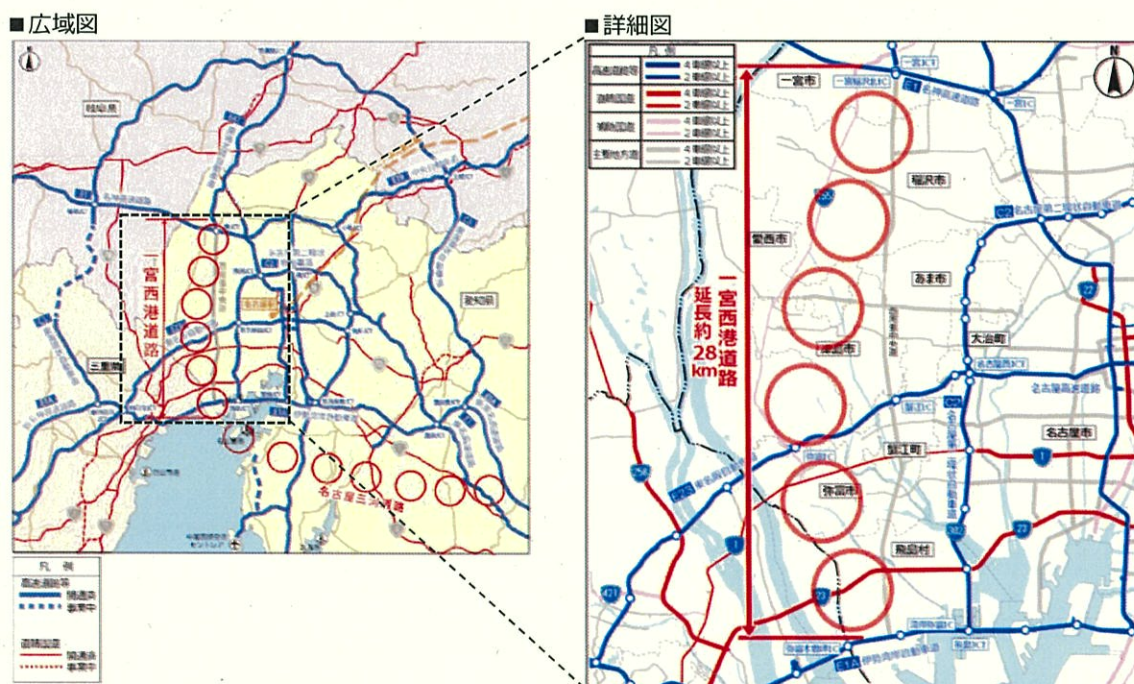


図 3-1 都市計画対象道路事業の位置

第2節 都市計画対象道路事業の内容

2.1 都市計画対象道路事業の種類

高速自動車国道または一般国道（自動車専用道路）の新設

2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置

1) 起終点

起点：愛知県一宮市

終点：愛知県弥富市

2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

当該事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲を「都市計画対象道路事業実施区域」（以下、「事業実施区域」といいます。）とし、その位置は、図 3-2 に示すとおりです。

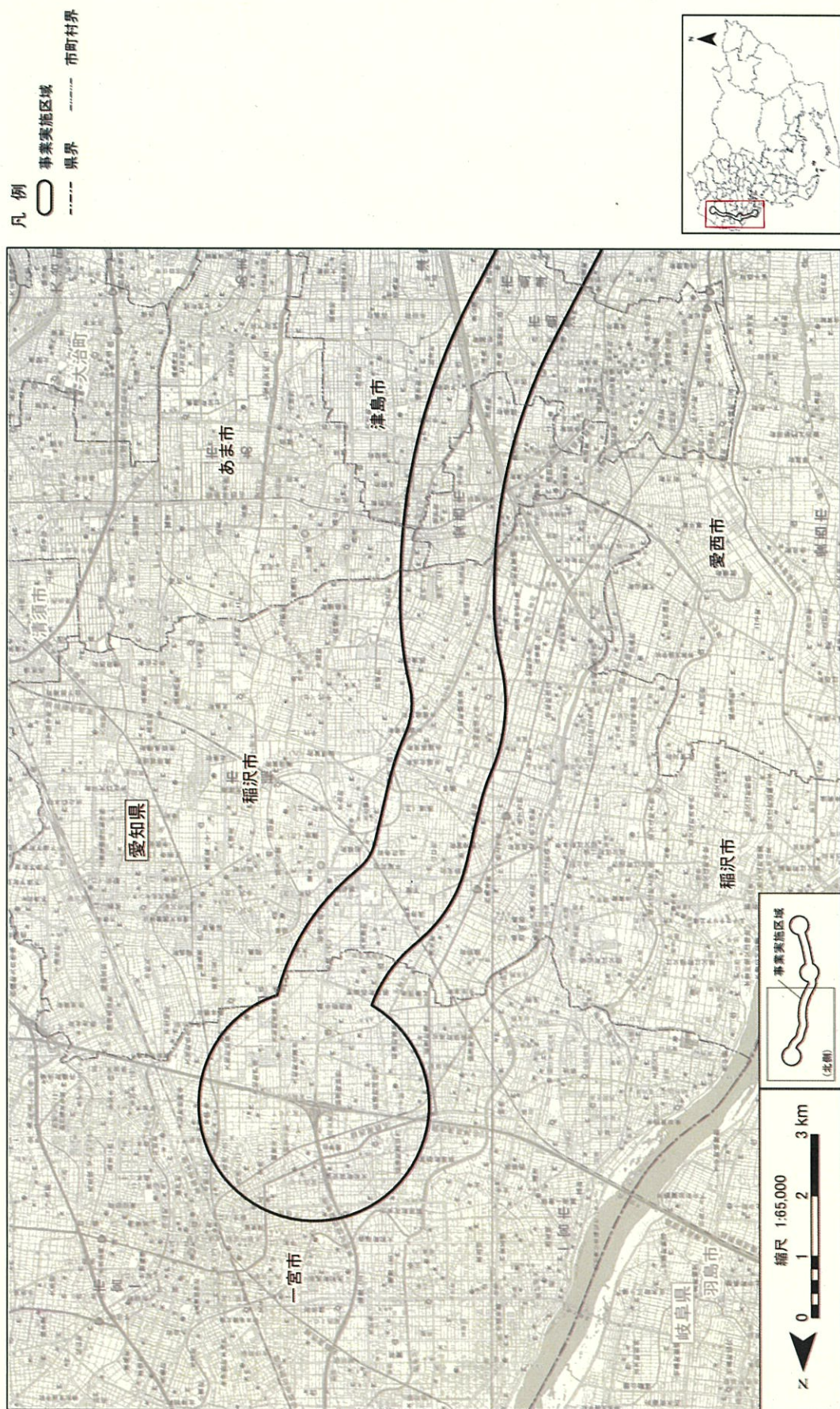


図 3-2 (1) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

2.3 都市計画対象道路事業の規模

延 長：約 28km

2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

車 線 数：4 車線

2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：100km/h

2.6 その他の都市計画対象道路事業の内容

1) 道路区分（種級）

第 1 種第 2 級

2) 都市計画対象道路事業に係る構造の概要

道路構造は、嵩上式（高架構造）を計画しています。

3) インターチェンジ等の設置

本事業において、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。

4) 休憩所の設置

本事業において、休憩所の設置を検討しています。

第3節 その他の都市計画対象道路事業に関する事項

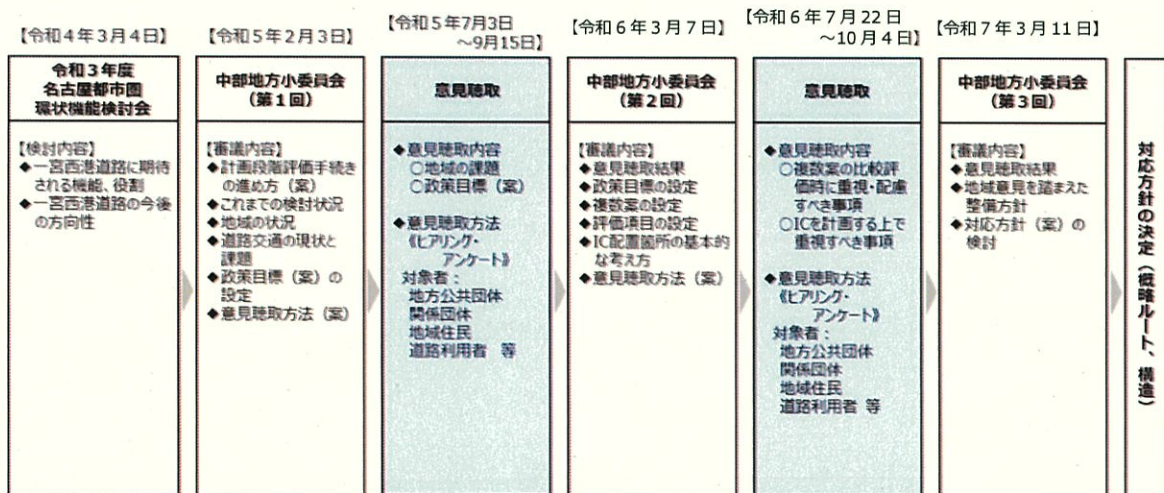
3.1 都市計画対象道路事業の経緯

1) 計画段階評価の流れ

一宮西港道路は、東海北陸自動車道と伊勢湾岸自動車道を結ぶ道路です。西尾張・海部地域^{注)}は、名古屋都市圏及びその周辺の主要都市である名古屋市、岐阜市、四日市市や、国際拠点港湾である名古屋港に近接する地域であり、県平均と比較すると、農地割合が高い地域となっています。また、当該地域は、一定の人口集積を有しており、近年は全国水準を上回る伸び率で人口が増加しています。なお、当該地域は、前述の立地を活かした地域開発が進められている状況ですが、日本最大の海拔ゼロメートル地帯が広がっており、災害リスクの高い地域と言えます。

一宮西港道路については、名古屋都市圏環状機能強化の検討のため、令和元年12月に「名古屋都市圏環状機能検討会」を設置した後、令和4年3月に開催した「令和3年度名古屋都市圏環状機能検討会」において、名古屋都市圏の道路ネットワークの今後の方向性をとりまとめ、概略ルート・構造の検討に着手することを公表しました。その後、国土交通省 中部地方整備局が計画段階評価の手続きを進めており、構想段階における道路計画の意見聴取や、「社会資本整備審議会 道路分科会 中部地方小委員会（以下、中部地方小委員会）」を3回実施しました。事業の経緯として、中部地方小委員会資料を次項以降に示します。

なお、令和4年3月に開催した「令和3年度名古屋都市圏環状機能検討会」において、一宮西港道路は広域道路ネットワークの高規格道路として位置付けられており、4車線以上・延長約28kmの計画であることを考慮すると、「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号）における「第一種事業」に該当することとなります。



注) 西尾張・海部地域とは、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村を示す。

図 3-3 意見聴取の状況

2) 第1回中部地方小委員会の審議内容

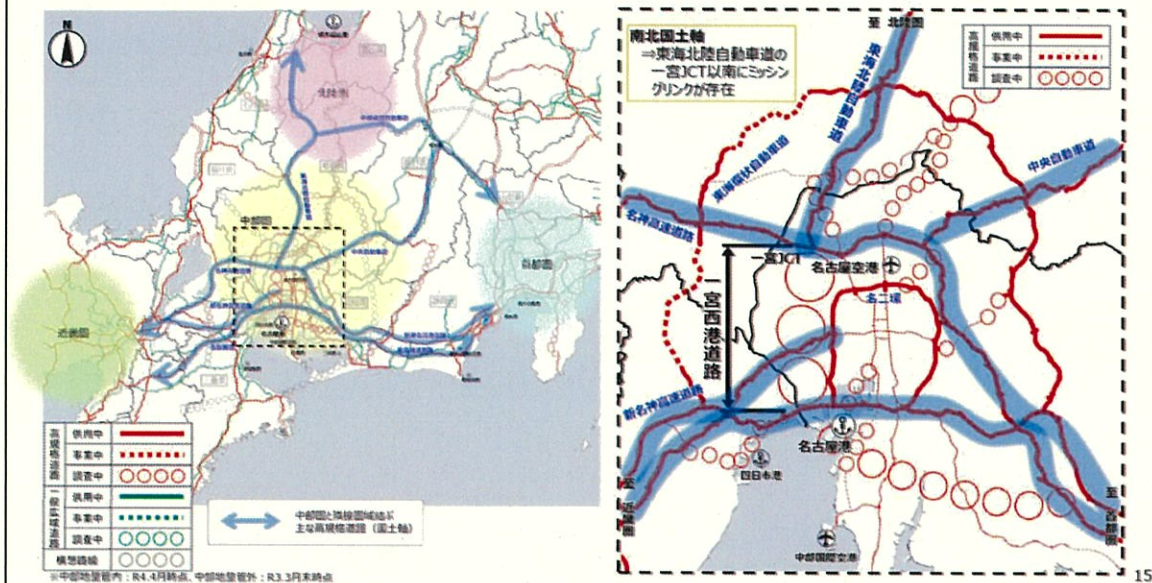
第1回中部地方小委員会において、概略計画の検討プロセスを明確化し、計画検討の発議を行いつつ、図3-4に示す道路交通の現状と課題、将来像等を踏まえ、図3-5に示す3つの政策目標（案）を設定しました。

地域への意見聴取（第1回）の方法についても検討し、これを踏まえ、地域の課題や道路に求められる機能・役割について、アンケート・ヒアリングを行いました。

道路交通の現状と課題 ①評価対象区間周辺のネットワーク状況

- 中部圏では、首都圏、近畿圏を結ぶ東西国土軸は、ネットワークが多重化する一方、太平洋と日本海を結ぶ南北国土軸は、東海北陸自動車道が役割を担うが、一宮JCT以南にミッシングリンクが存在。

■ 道路ネットワークの課題



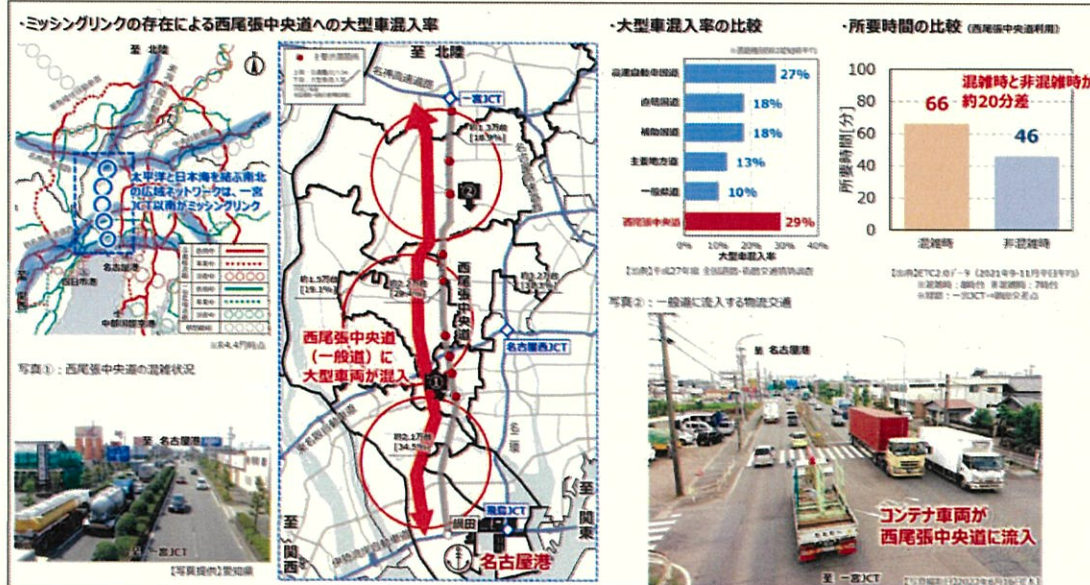
出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第1回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和5年2月）

図 3-4(1) 道路交通の現状と課題①

道路交通の現状と課題 ②物流交通

- 名古屋港と北陸地域の物流流動の結びつきは強いものの、太平洋と日本海を結ぶ南北の広域ネットワークには、一宮JCT以南にミッシングリンクが存在。
- そのため、西尾張中央道（一般道）は大型車混入率が高く、主要渋滞箇所も点在しており、所要時間にバラつきがある。

■ 西尾張中央道（一般道）への物流交通流入による交通課題



出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第1回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和5年2月）

図 3-4(2) 道路交通の現状と課題②

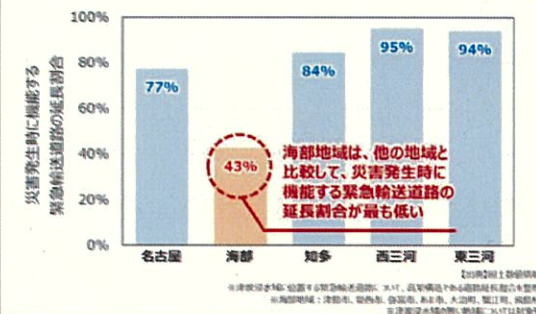
道路交通の現状と課題 ③災害リスク

- 大規模災害発生時には、日本海側の港湾や道路の輸送網等を活用した広域支援ルートを確認する必要がある。
- 西尾張・海部地域は南北方向の緊急輸送道路が脆弱で、東西軸を接続するラダーネットワークがないため、避難や救援活動への影響が懸念。

■西尾張・海部地域における災害時の道路ネットワーク



■災害発生時に機能する緊急輸送道路の延長割合（津波浸水の場合）



■災害時における物資輸送

（事例）東日本大震災災害時の港湾間連携



※「ラダーネットワーク」：梯子状の道路網。

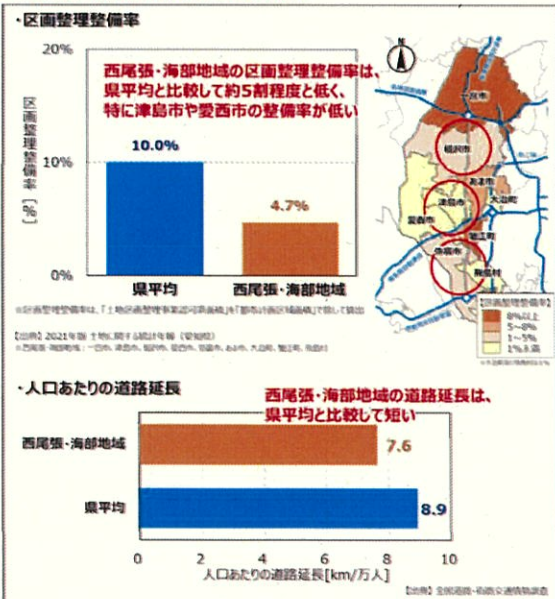
出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第1回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和5年2月）に一部追記

図 3-4(3) 道路交通の現状と課題③

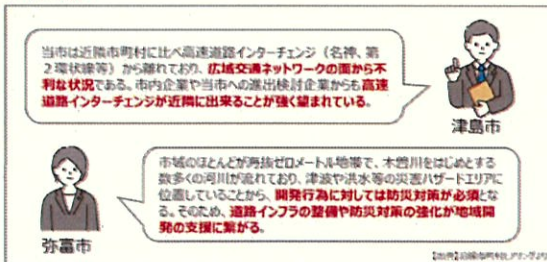
道路交通の現状と課題 ④まちづくり

- 西尾張・海部地域は、区画整理整備率が県平均と比較して約5割程度であり、道路延長も県平均より短い、開発行為に対して前向きであり、開発を進めるうえで、広域交通ネットワークの整備や防災対策の強化を望んでいる。
- 名二環周辺では、道路整備により周辺地域の開発が進められており、当該地域も地域開発の可能性が期待される。

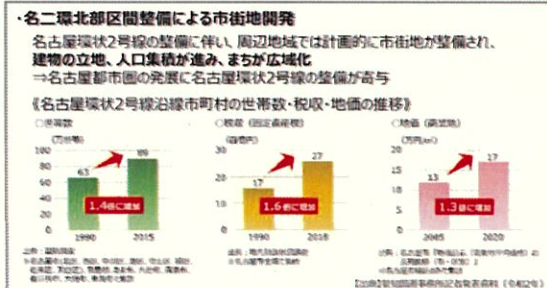
■西尾張・海部地域の地域開発の状況



■地域の声



■道路整備を契機とした地域開発（事例）

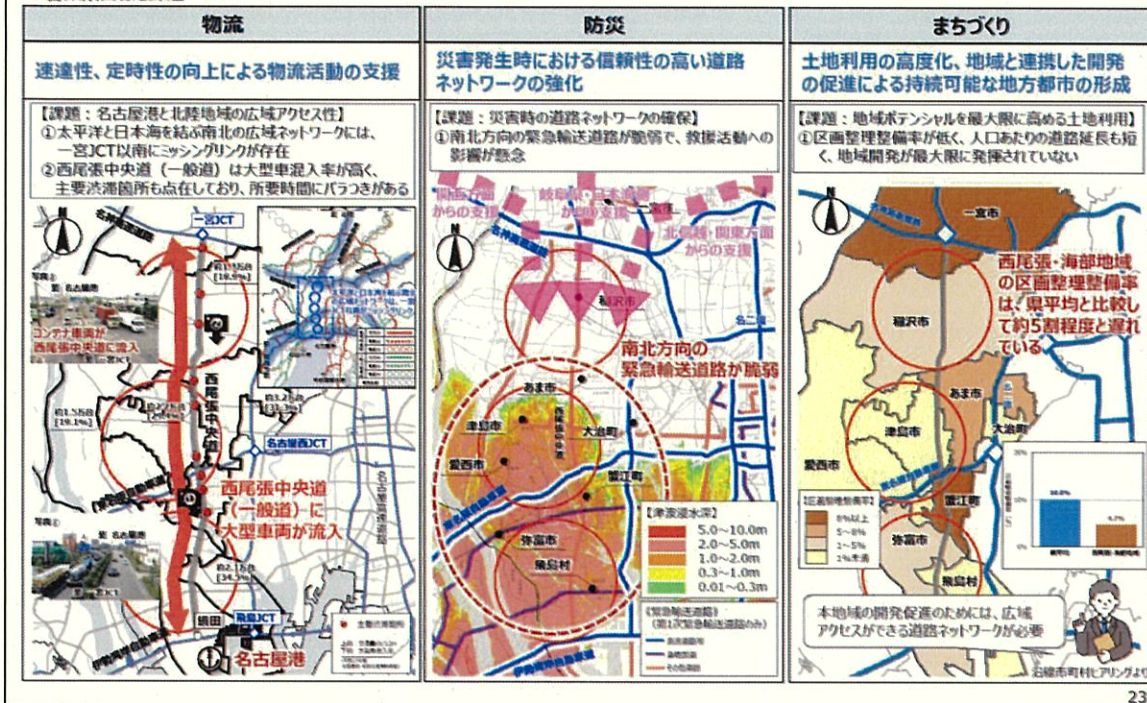


出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第1回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和5年2月）

図 3-4(4) 道路交通の現状と課題④

6. 政策目標(案)の設定 ②政策目標(案)

■各政策目標と課題



出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第1回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和5年2月）に一部追記

図 3-5 政策目標（案）

3) 第2回中部地方小委員会の審議内容

(1) 政策目標の設定

第1回意見聴取の結果（地域の課題に関すること）をまとめ、政策目標は妥当であると確認しました（政策目標の設定）。第1回意見聴取の結果は次項以降に示すとおりです。

地域の課題（地域の意見聴取結果）について

■意見聴取（1回目）の概要

○調査目的

公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、意見聴取を実施し、一宮西港道路の道路計画について、周辺地域の皆様に御意見を伺いました。

○調査方法・調査期間・配布回収数（意見聴取1回目）

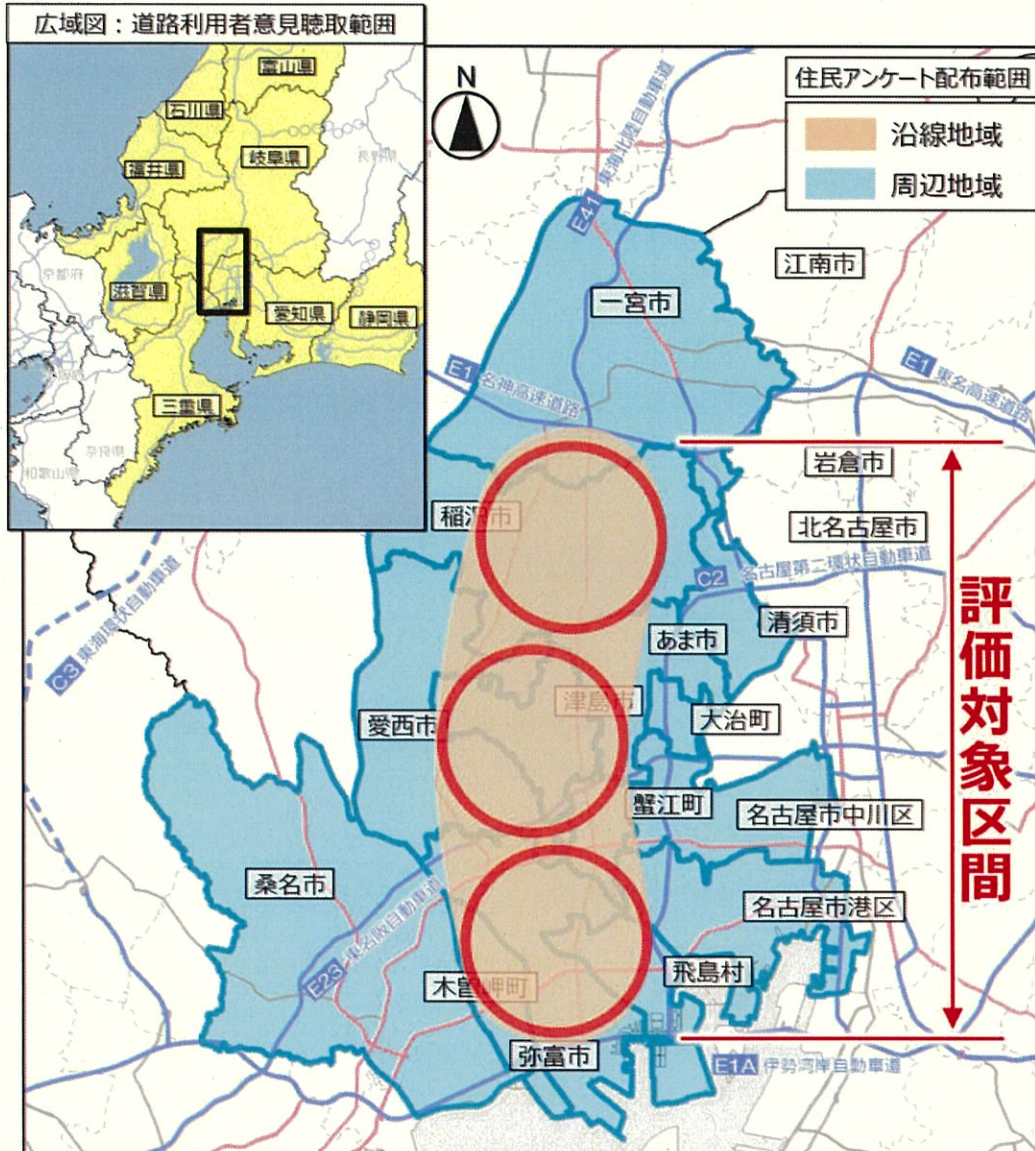
意見聴取期間は令和5年7月3日～9月15日とし、沿線や周辺の地域住民及び業務上利用者に対する郵送配布や留置きアンケート、インタビュー、オープンハウス、Webアンケート、また地方公共団体や経済・産業団体などの各種団体・関係機関に対してヒアリングを実施致しました。調査方法及び配布・回収数は以下のとおりです。

項目 調査	調査対象分類			対象詳細	配布数	回収数	回収率		
アンケート	地域住民	沿線	郵送配布 (全戸配布)	・概ねのルート帯が通過する沿線※1住民世帯	159,879	26,095	16%		
		周辺	郵送配布 (無作為抽出)	・概ねのルート帯に隣接する周辺※2住民世帯	53,720	9,614	18%		
	小計				213,599	35,709	17%		
	一般道路利用者	広域道路利用者	留置きアンケート	・沿線・周辺地域の地方公共団体（9市3町1村） ・岐阜地域の地方公共団体※3（3市2町） ・沿線・周辺地域の「道の駅」利用者（1駅） ・沿線・周辺高速道路のSA/PA利用者（6箇所）	—	185	—		
			インタビュー	・周辺高速道路のSA/PA利用者	—	281	—		
			オープンハウス	・概ねのルート帯の近隣の大型商業施設利用者（2箇所）	—	63	—		
			WEBアンケート	・国、県、沿線・周辺の地方公共団体のホームページ・SNSの閲覧者	—	6,163	—		
				・概ねのルート帯周辺を訪れたことがある道路利用者 (調査会社の登録モニター)					
	小計				—	6,692	—		
	業務目的の 道路利用者 (事業者)	業務目的の 道路利用者	郵送配布	・トラック協会会員企業（愛知県、岐阜県、三重県） ・バス協会会員企業 (愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、富山県、石川県、福井県) ・タクシー協会会員企業（愛知県、名古屋、岐阜県、三重県） ・名古屋商工会議所	4,477	577	13%		
			小計				—	577	—
			合計				—	42,978	—
ヒアリング	地方公共団体			・愛知県、岐阜県、三重県 ・沿線・周辺地域の地方公共団体（9市3町1村） ・岐阜地域の地方公共団体※3（3市2町）	—	—	—		
	各種団体	経済・産業団体	・中部経済連合会、沿線・周辺地域内の商工会議所 ・観光協会、トラック協会、バス協会、タクシー協会 ・農業協同組合、名古屋港管理組合、教育委員会						
		警察・消防・医療	・沿線・周辺地域内の警察署、消防本部、医療機関等 (警察署、消防署、病院)						
		その他	・中日本高速道路株式会社						

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第2回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和6年3月）

地域の課題（地域の意見聴取結果）について

〔意見聴取エリア〕



- ※1 沿線地域：概ねのルート帯が通過する地域（全戸配布）
 【愛知県】名古屋市中川区・港区、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡蟹江町、海部郡飛島村
 【三重県】桑名郡木曽岬町
- ※2 周辺地域：沿線地域に隣接する地方公共団体（無作為抽出による配布）
 【愛知県】名古屋市中川区・港区、一宮市、稲沢市、清須市、愛西市、あま市、海部郡大治町
 【三重県】桑名市
- ※3 岐阜地域：周辺地域との交通流動が多い岐阜県の地方公共団体
 岐阜市、各務原市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町

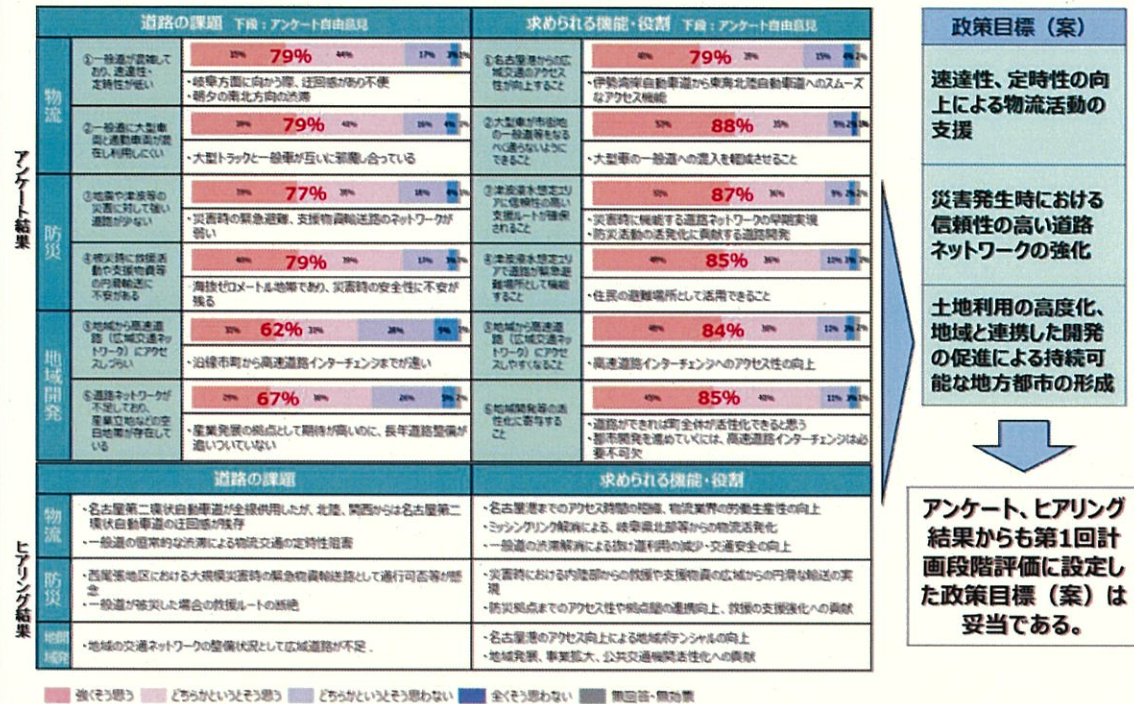
出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第2回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和6年3月）

地域の課題（地域の意見聴取結果）について

○調査結果及び分析等（意見聴取1回目）

【政策目標】

アンケートやヒアリング結果から得られた地域の課題意見を踏まえ、政策目標は妥当であると確認しました。



出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第2回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和6年3月）に一部追記

(2) 位置等に関する複数案の設定

位置等に関する複数案としては、求められる政策目標を達成するために、経済面、社会面、地形・地質条件、自然環境、生活環境などを踏まえて、以下に示す3案を設定しました。

また、位置等に関する複数案に対する意見聴取の方法について検討し、対策案（ルート帯案）の検討にあたり重視すべき事項、配慮すべき事項などについてアンケート・ヒアリングを行いました。

- ◆【案①】東側ルート：既存道路の活用により用地取得面積を抑えつつ、西尾張・海部地域東部の都市を通過することで、西尾張・海部地域東部の高速アクセス性に優れ、東海北陸自動車道から名古屋港までを最短距離で接続するルート
- ◆【案②】中央ルート：新設の道路で市街化区域等への影響を極力回避しつつ、海部地域の概ね中央部を通過することで、西尾張・海部地域の高速アクセス性等において地域全体の均衡がとれるルート
- ◆【案③】西側ルート：既存道路の活用により用地取得面積を抑えつつ、海部地域西部の都市を通過することで、西尾張・海部地域西部の高速アクセス性に優れるルート



図 3-6 対応方針（案）

4) 第3回中部地方小委員会の審議内容

(1) 対策案（ルート帯案）の検討にあたり重視すべき事項、配慮すべき事項

第2回意見聴取の結果（ルート帯案に関すること）をまとめ、対策案（ルート帯案）の検討にあたり重視すべき事項、配慮すべき事項を確認しました。第2回意見聴取の結果は以降に示すとおりです。

重視すべき事項（地域の意見聴取結果）について

■意見聴取（2回目）の概要

○調査目的

一宮西港道路の計画を進めるにあたり、決定された政策目標を達成するためのルート帯案を比較・検討する際に重要と思われるポイントについて把握するため、意見聴取を実施し、一宮西港道路の道路計画について、周辺地域の皆様に御意見を伺いました。

○調査方法・調査期間・配布回収数（意見聴取2回目）

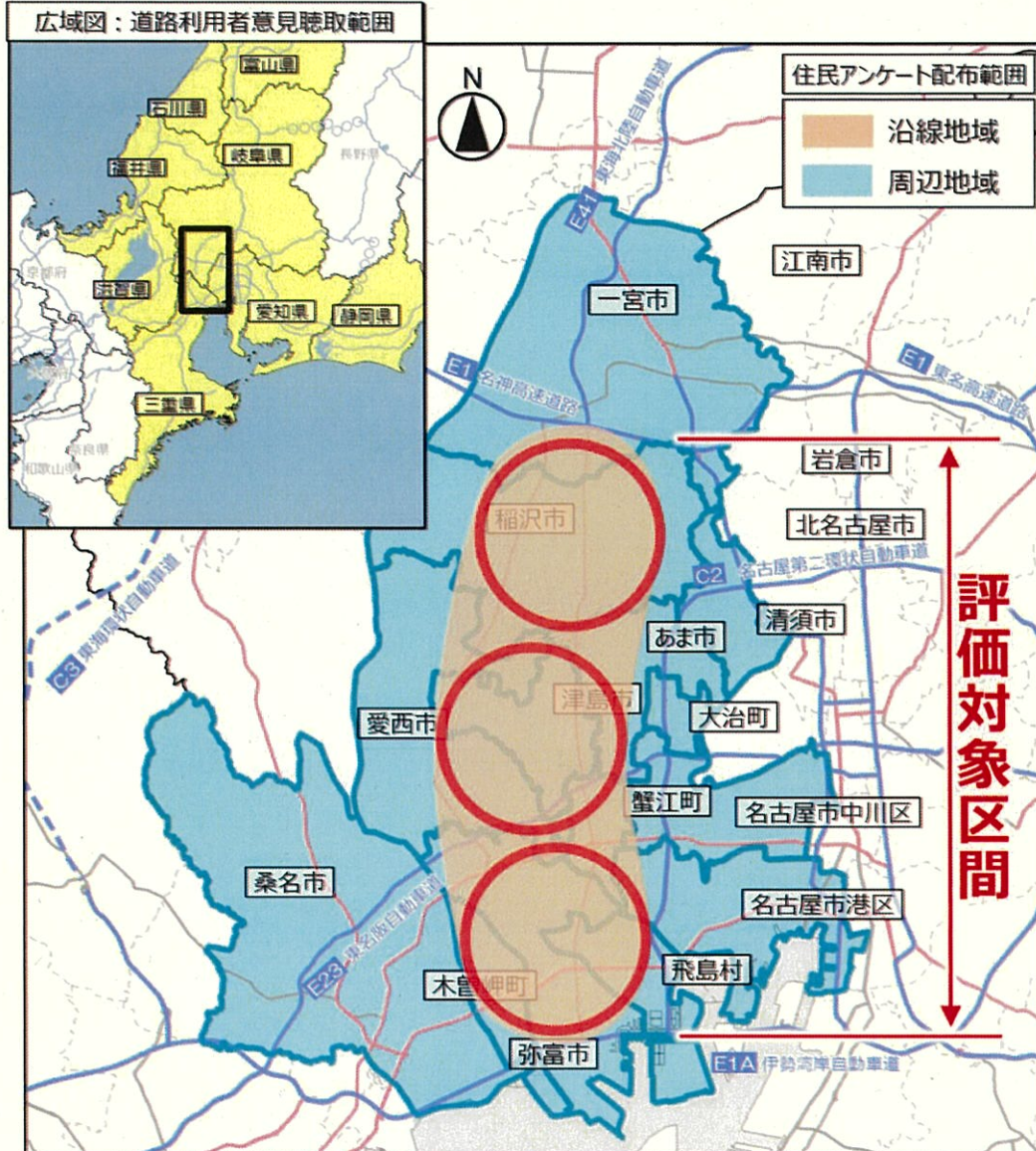
意見聴取期間は令和6年7月22日～10月4日とし、沿線や周辺の地域住民及び業務上利用者に対する郵送配布や留置きアンケート、インタビュー、オープンハウス、Webアンケート、また地方公共団体や経済・産業団体などの各種団体・関係機関に対してヒアリングを実施致しました。調査方法及び配布・回収数は以下のとおりです。

項目 調査	調査対象分類				対象詳細	配布数	回収数	回収率		
アンケート	一般道路利用者	地域住民	沿線	郵送回答	・概ねのルート帯が通過する沿線※1住民世帯 ・対象地域の全戸に郵送配布	159,612	28,906	18%		
				郵送回答以外※4		—	204			
			周辺	郵送回答	・概ねのルート帯に隣接する周辺※2住民世帯 ・対象地域に無作為抽出にて郵送配布	57,686	12,866	23%		
				郵送回答以外※4		—	160			
		小計					217,298	42,136	19%	
		広域道路利用者		留置きアンケート	・沿線・周辺地域の地方公共団体（9市3町1村） ・岐阜地域の地方公共団体※3（3市2町） ・沿線・周辺地域の「道の駅」利用者（1駅） ・沿線・周辺高速道路のSA/PA利用者（6箇所）	—	281	—		
				インタビュー	・周辺高速道路のSA/PA利用者	—	328	—		
				オープンハウス	・概ねのルート帯の近隣的大型商業施設利用者（3箇所）	—	16	—		
				WEBアンケート	・国、県、沿線・周辺の地方公共団体のホームページ・SNSの閲覧者	—	3,939	—		
					・概ねのルート帯周辺を訪れたことがある道路利用者（調査会社の登録モニター）	—	—	—		
	小計					—	4,564	—		
	業務目的の道路利用者（事業者）		郵送配布	・トラック協会会員企業（愛知県、岐阜県、三重県） ・バス協会会員企業（愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、富山県、石川県、福井県） ・タクシー協会会員企業（愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県） ・名古屋商工会議所	4,095	482	12%			
			小計					—	482	—
			合計					—	47,182	—
	ヒアリング	各種団体	地方公共団体			・愛知県、岐阜県、三重県 ・沿線・周辺地域の地方公共団体（9市3町1村） ・岐阜地域の地方公共団体※3（3市2町）	—	—	—	
経済・産業団体			・中部経済連合会、沿線・周辺地域内の商工会議所 ・観光協会、物流事業者、バス事業者 ・農業協同組合、名古屋港管理組合							
警察・消防・医療			・沿線・周辺地域内の警察署、消防本部、医療機関 等							

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第3回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和7年3月）

重視すべき事項（地域の意見聴取結果）について

〔意見聴取エリア〕



- ※1 沿線地域：概ねのルート帯が通過する地区（全戸配布）
 【愛知県】名古屋市中川区・港区、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡蟹江町、海部郡飛島村の一部
 【三重県】桑名郡木曽岬町
- ※2 周辺地域：概ねのルート帯が通過する市町村及びその隣接市町村（無作為抽出による配布）
 【愛知県】名古屋市中川区・港区、一宮市、稲沢市、清須市、愛西市、あま市、海部郡大治町
 【三重県】桑名市
- ※3 岐阜地域：周辺地域との交通流動が多い岐阜県の地方公共団体
 岐阜市、各務原市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町
- ※4 留め置きアンケート、インタビュー、オープンハウス、WEBアンケートによる回答

周知方法	記者発表、ポスター掲示、国、県、沿線・周辺、岐阜地域の地方公共団体のホームページへのバナー貼付・SNS掲載
回収方法	郵便ポスト、WEBによる回答、対象箇所に投函ボックスを設置
期間	全体期間 令和6年7月22日～令和6年10月4日（約2ヶ月半）

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第3回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和7年3月）

重視すべき事項（地域の意見聴取結果）について

○調査結果及び分析等（意見聴取 2 回目）

【政策目標】

アンケートやヒアリング結果から、ルート帯案を検討する際に重視すべき事項、配慮すべき事項について以下のとおり確認ができました。

- アンケート結果やヒアリング結果から、ルート帯案を検討する際に重視すべき事項、配慮すべき事項について以下の通り確認ができた。
- 特に、重視すべき事項（①～⑦）では、全ての道路利用者の8割以上が重視すべきと回答。

■ ルート帯案を検討する際に重視・配慮すべき事項

評価項目	必要な道路の機能	住民（沿線・周辺） N=42,136	広域道路利用者 N=4,564	事業者 N=478	ヒアリング意見（例）	重視・配慮すべき事項
重視すべき事項	① 名古屋市の物流交通が早く円滑に移動できること	43% 87% 44%	30% 85% 55%	47% 89% 42%	● 製造業の集積地である西尾市や岐阜県津市、名古屋市の定時性の確保や流通性の向上。	○
	② 西尾市、海部地域の企業・工場から、高速道路へアクセスしやすくなること	46% 88% 42%	27% 83% 56%	46% 90% 44%	● 沿道地域に立地する物流倉庫や事業所を有する交通が高速道路を利用しやすくなること。	○
	③ 一般道に立地している大型倉庫交通と一般交通が分離され、物流効率や交通安全の向上に寄与すること	61% 90% 29%	44% 87% 43%	56% 91% 35%	● 貨物車両が、一般道へ流出し、狭小道路に貨物車両が入り込みないルートを選択されたい。	○
	④ 災害時に物流活動や支那物資の輸送に役立つこと	66% 92% 26%	39% 85% 46%	56% 91% 35%	● 海部セメント工場が地震も耐えられ、被災地への支援活動、物資輸送に必要な基幹広域道路の道路状況改善が必要。	○
	⑤ 災害時の緊急避難場所として機能が役立つこと	56% 86% 30%	36% 81% 45%	51% 86% 35%	● 高架道路である東海道路として活用できるため、高架道路ということが重要。	○
	⑥ 高速道路へアクセスしやすいこと	55% 89% 34%	38% 84% 46%	57% 92% 35%	● 名古屋市の物流倉庫や事業所の増加に寄与する産業の立地や雇用の創出を誘致すること。	○
	⑦ 西尾市・海部地域内の移動がスムーズになること	53% 88% 35%	32% 85% 53%	51% 92% 41%	● 交通アクセスの整備による西尾市・海部地域や隣接する岐阜県との連携強化。	○
配慮すべき事項	⑧ 生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと	43% 82% 39%	26% 77% 51%	35% 84% 49%	● 学校や文化施設などへの騒音や振動の影響が少なくなるようにすること。	
	⑨ 自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと	37% 78% 41%	25% 73% 48%	33% 80% 47%	● 自然環境（植物の生育や野生、農林資源、水質等）に配慮することが重要。	
	⑩ 地域の景観（景観資源等）に配慮し、影響が少ないこと	30% 75% 45%	20% 72% 52%	29% 75% 46%	● 地域の景観（景観資源等）への配慮。	
	⑪ 工事中に地域への影響（交通規制・工事期間等）が少ないこと	39% 78% 39%	26% 76% 50%	40% 83% 43%	● 工事中の交通規制等による地域への影響が可能な限り、短期間となることを望まれている。	
	⑫ 道路を作る費用が安いこと	36% 74% 38%	24% 69% 45%	31% 71% 40%	● 工費に制約を確保し、将来的な費用を踏まえて費用対効果が見込める事業とすることが重要。	

強く思う どちらかというと思う どちらかというと思わない 全く思わない 無回答・無効票 : 8割以上が重視すると回答があった項目 ※0.5%未満は非表示

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第3回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和7年3月）

(2) 計画段階評価の比較評価の結果

意見聴取では構造検討において重視されている項目での複数案の比較評価を行いました。複数案の比較・評価は、図 3-7 に示すとおりです。

比較評価の結果、海部地域の概ね中央部を経過することで地域全体の速達性、定時性の向上、災害時における信頼性の高い道路ネットワークの確保、土地利用の高度化、地域と連携した開発の促進による持続可能な地方形成が最も期待できる「案② 中央ルート」を対応方針（案）としました。対応方針（案）は、図 3-8 に示すとおりです。

インターチェンジの配置の考え方としては、広域物流交通を担う主要幹線道路との接続を確保することにより相互利用のしやすさに配慮するとともに、名古屋港等の産業拠点とのアクセス性に配慮することとしました。また、地域の主要な道路との接続を確保するとともに、各居住圏域、市役所や防災拠点とのアクセス性に配慮することとしました。

また、一宮西港道路の効果をより高めるため、地域における周辺道路整備や周辺開発等と十分に連携することとしました。

なお、対応方針（案）の検討においては、その他事項として、以下の配慮が挙げられました。

- ・ 具体的な道路構造の検討に際し、生活環境への影響（大気質、騒音等）、自然環境への影響（動植物等）、景観への影響（景観資源等）、工事中の地域への影響（現道交通・工事期間等）をできる限り少なくし、コスト縮減等に配慮する。

3. 対応方針（原案）の検討

3-2) ルート帯案の比較・評価

○意見聴取にてルート帯案を考える際に重視すべき事項に基づき比較すると【案② 中央ルート】が最も優位である。

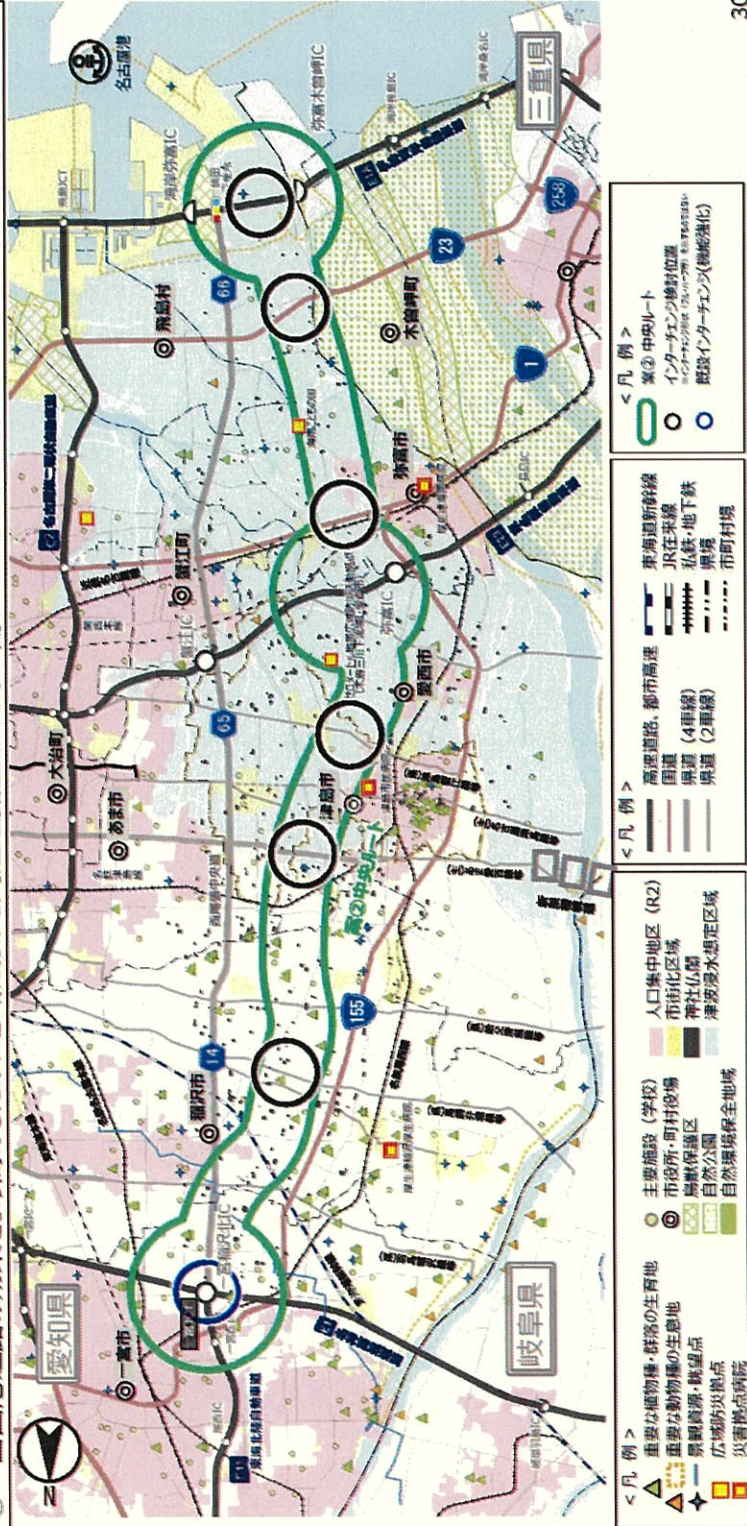
評価項目		案①東側ルート（西尾張中央道活用）	案②中央ルート	案③西側ルート（国道155号活用）
ルート帯案概要	コンセプト（ポイント）	既存道路の活用により用地取得面積を抑えつつ、西尾張・海部地域の都市を通過することで、西尾張・海部地域の高速アクセス性向上に貢献し、東海北陸自動車道から名古屋まで最短距離で接続するルート	新設の道路で都市近郊区域への影響を低減し、西尾張・海部地域の都市を通過することで、西尾張・海部地域の高速アクセス性向上に貢献し、東海北陸自動車道から名古屋まで最短距離で接続するルート	既存道路の活用により用地取得面積を抑えつつ、海部地域の都市を通過することで、西尾張・海部地域の高速アクセス性向上に貢献するルート
	計画距離	約27km	約28km	約30km
交通・環境・社会	各白濁を抑制する交通の促進・定時性の向上	・東海北陸自動車道と伊勢湾岸自動車道を自動専用道路で接続することで、約1,000箇所見込まれる 一宮IC～名古屋港（緑田交差点）までの所要時間 現況約65分（約18分）→約49分（約16分） ・自動専用道路を整備することで約10%の向上を図る	・東海北陸自動車道と伊勢湾岸自動車道を自動専用道路で接続することで、約1,000箇所見込まれる 一宮IC～名古屋港（緑田交差点）までの所要時間 現況約65分（約18分）→約49分（約16分） ・自動専用道路を整備することで約10%の向上を図る	・東海北陸自動車道と伊勢湾岸自動車道を自動専用道路で接続することで、約1,000箇所見込まれる 一宮IC～名古屋港（緑田交差点）までの所要時間 現況約65分（約18分）→約49分（約16分） ・自動専用道路を整備することで約10%の向上を図る
	地産地消の促進・定時性の向上	・西尾張・海部地域にある事業所の高速アクセス性が向上する 新たに高速IC5km圏に含まれる事業所数：約1,000箇所 ・物流交通と生活交通の分離が図られ、一般道の渋滞緩和や交通安全向上への寄与が見込まれる	・西尾張・海部地域にある事業所の高速アクセス性が向上する 新たに高速IC5km圏に含まれる事業所数：約1,000箇所 ・物流交通と生活交通の分離が図られ、一般道の渋滞緩和や交通安全向上への寄与が見込まれる	・西尾張・海部地域にある事業所の高速アクセス性が向上する 新たに高速IC5km圏に含まれる事業所数：約1,000箇所 ・物流交通と生活交通の分離が図られ、一般道の渋滞緩和や交通安全向上への寄与が見込まれる
	災害時の対応・防災・避難・救済・物資輸送の確保	・広域防災拠点及び市役所・町役場へのアクセス距離が短くなり、災害時の迅速な救済・物資輸送の実現が見込まれる 広域防災拠点：4ヶ所（約1.0km圏） 市役所・町役場：約3.7km（約1.0km圏） 現況約2.8km→約2.3km（約0.5km圏）	・広域防災拠点及び市役所・町役場へのアクセス距離が短くなり、災害時の迅速な救済・物資輸送の実現が見込まれる 広域防災拠点：4ヶ所（約1.0km圏） 市役所・町役場：約3.7km（約1.0km圏） 現況約2.8km→約2.3km（約0.5km圏）	・広域防災拠点及び市役所・町役場へのアクセス距離が短くなり、災害時の迅速な救済・物資輸送の実現が見込まれる 広域防災拠点：4ヶ所（約1.0km圏） 市役所・町役場：約3.7km（約1.0km圏） 現況約2.8km→約2.3km（約0.5km圏）
	土地利用の活性化、地域と連携した開発の促進による持続可能な地方都市の形成	・西尾張・海部地域における高速アクセス性の向上により、地域の移動圏が広がり、地域の活力向上が期待される 高速アクセス性向上 人口割合 現況約57%→約73%（16%増加） ・西尾張・海部地域における市町村間のアクセス性が向上するため、地域の移動圏が広がり、地域の活力向上が期待される 高速アクセス性向上 人口割合 現況約57%→約73%（16%増加）	・西尾張・海部地域における高速アクセス性の向上により、地域の移動圏が広がり、地域の活力向上が期待される 高速アクセス性向上 人口割合 現況約57%→約73%（16%増加） ・西尾張・海部地域における市町村間のアクセス性が向上するため、地域の移動圏が広がり、地域の活力向上が期待される 高速アクセス性向上 人口割合 現況約57%→約73%（16%増加）	・西尾張・海部地域における高速アクセス性の向上により、地域の移動圏が広がり、地域の活力向上が期待される 高速アクセス性向上 人口割合 現況約57%→約73%（16%増加） ・西尾張・海部地域における市町村間のアクセス性が向上するため、地域の移動圏が広がり、地域の活力向上が期待される 高速アクセス性向上 人口割合 現況約57%→約73%（16%増加）
環境・社会	生活環境への影響	・ルート帯案に含まれる重要な動物・植物の生息地・生育地が少なくない ・ルート帯案に含まれる重要な鳥獣（重要鳥獣・重要植物）の数が少ない ・ルート帯案に含まれる重要な鳥獣（重要鳥獣・重要植物）の数が少ない	・ルート帯案に含まれる重要な動物・植物の生息地・生育地が少なくない ・ルート帯案に含まれる重要な鳥獣（重要鳥獣・重要植物）の数が少ない ・ルート帯案に含まれる重要な鳥獣（重要鳥獣・重要植物）の数が少ない	・ルート帯案に含まれる重要な動物・植物の生息地・生育地が少なくない ・ルート帯案に含まれる重要な鳥獣（重要鳥獣・重要植物）の数が少ない ・ルート帯案に含まれる重要な鳥獣（重要鳥獣・重要植物）の数が少ない
	工事時の影響	・既存道路用地を活用するため、施工時の交通への影響は大きい （工事期間が長期間に及ぶ）	・既存道路用地を活用するため、施工時の交通への影響は大きい （工事期間が長期間に及ぶ）	・既存道路用地を活用するため、施工時の交通への影響は大きい （工事期間が長期間に及ぶ）
建設費・維持費・その他		約12,500～15,000億円	約12,500～15,000億円	約13,500～16,200億円

出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第3回 計画段階評価」（国土交通省中部地方整備局、令和7年3月）

図 3-7 複数案の比較・評価

3. 対応方針（原案）の検討 3-4) ルート帯案・インターチェンジの配置案

- 海部地域の概ね中央部を経過することで地域全体の速達性、定時性の向上、災害時における信頼性の高い道路ネットワークの確保、土地利用の高度化、地域と連携した開発の促進による持続可能な地方形成が最も期待できる【案② 中央ルート】とする。
- インターチェンジについては、広域物流交通を担う主要幹線道路との接続を確保することにより相互利用のしやすさに配慮するとともに、名古屋港等の産業拠点とのアクセス性に配慮する。また、地域の主要な道路との接続を確保するとともに、各居住圏域、市役所や防災拠点とのアクセス性に配慮する。
- 一宮西港道路の効果より高めるため、地域における周辺道路整備や周辺開発等と十分に連携する。



出典：中部地方小委員会資料「一宮西港道路 第3回 計画段階評価」(国土交通省中部地方整備局、令和7年3月)

図 3-8 対応方針（案）

3.2 計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯

事業予定者※（国土交通省 中部地方整備局）が「計画段階環境配慮書」（以下、「配慮書」といいます。）を作成し、令和7年8月に国土交通大臣に送付するとともに公表しました。

これに対し、令和7年10月に国土交通大臣より環境の保全の見地からの意見が提出されています。その後、計画段階評価の手続きにおいて、複数案としていた3案のうち、「【案②】中央ルート」を対応方針として決定しました。選定した理由は以下に示すとおりです。

※上記、事業予定者は「概略計画の検討を実施した主体」です。

（理由）

- ・名古屋港を発着する交通の速達性・定時性および西尾張・海部地域の高速アクセス性が向上する。
- ・災害発生時における信頼性の高い道路ネットワークが強化される。
- ・西尾張・海部地域における市町村間のアクセス性が向上し、地域連携の促進が期待される。

なお、インターチェンジについては、広域物流交通を担う主要幹線道路との接続を確保することにより相互利用のしやすさに配慮するとともに、名古屋港等の産業拠点とのアクセス性に配慮する。また、地域の主要な道路との接続を確保するとともに、各居住圏域、市役所や防災拠点とのアクセス性に配慮します。

また、一宮西港道路の効果をより高めるため、地域における周辺道路整備や周辺開発等と十分に連携します。

・環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

配慮書においては、【案①】東側ルート（西尾張中央道活用）、【案②】中央ルート、【案③】西側ルート（国道155号活用）の3案について、自動車の走行による大気質、自動車の走行による騒音、道路の存在による動物、道路の存在による植物、道路の存在による生態系、道路の存在による景観の6つの配慮事項について環境影響を比較検討しました。

その結果、大気質、植物及び景観については、【案②】の影響の程度が【案①】・【案③】と比べて小さい、動物については【案②】・【案③】の影響の程度が【案①】と比べて小さい、生態系については【案①】の影響の程度が【案②】・【案③】と比べて小さいと評価しました。（詳細は第5章を参照）

その後、配慮書に対する国土交通大臣、愛知県知事、三重県知事、一宮市長、稲沢市長、愛西市市長、弥富市長、あま市長、蟹江町長、桑名市長及び木曾岬町長の意見が述べられ、生活環境（大気質や騒音）、水環境（水質）、自然環境（動植物や生態系）、景観、文化財等へ配慮すること等の意見がありました。また、住民アンケート等においては生活環境（大気質・騒音）に関する意見が最も多く寄せられています（詳細は第6章、第7章を参照）。

これまでの環境の保全の配慮に係る検討結果から、保全上重要な箇所等については、できる限り影響を回避・低減する検討を行って環境の保全に配慮ができることを踏まえ、意見聴取にてルート帯案を考える際に重視すべき事項に基づき3案を総合的に比較した結果、計画段階評価手続きにおいて、【案②】中央ルートを対応方針として決定しました。

3.3 環境保全への配慮事項

1. 一定規模以上の建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機械を採用します。
2. 事業実施区域が周知の埋蔵文化財包蔵地を通過する場合、または工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）の規定に基づき対応します。
3. 工事中に汚染土壌の存在に係る情報及び事実が確認された場合には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）の規定に基づき対応します。
4. 建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）等の関係法令に基づき、適正な処理・処分を行うとともに、再利用に努めます。
5. 環境負荷の少ない建設機械の使用、工事用車両のアイドリングストップや省資源・省エネルギーに配慮した建設資材の使用等を採用することにより、温室効果ガス発生量の削減に努めます。
6. 工事の実施に伴って発生する濁水の影響を低減するために、沈砂地等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流することにより、水質への影響の低減に努めます。
7. 河川内における橋梁基礎工事を行う場合には、直接流水と接する掘削工事を避けるため、止水性の高い仮締め切り工法を採用するなど、水質、動物、植物、生態系への影響の低減に努めます。

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

「事業実施区域及びその周囲」（以下、「調査区域」といいます。）とは、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、事業実施区域から概ね片側約 3km（「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所）」を参考に、環境項目の中で、地域特性の把握範囲が最も広い景観項目の範囲としました。）を含む図 4-1 の範囲とし、地域特性（自然的状況及び社会的状況）を把握する範囲としました。

なお、統計資料等の行政単位による文献調査の場合は、事業実施区域から概ね片側約 3km の範囲に含まれる愛知県一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、三重県桑名市、木曽岬町の全域を対象としました。これらの市町村は、表 4-1 に示すとおりです。

また、地域特性の把握における文献調査は、令和 7 年 12 月末時点の情報をもとに行いました。

表 4-1 事業実施区域から概ね片側約 3km の範囲に位置する市町村

県名	市町村名
愛知県	一宮市
	津島市
	稲沢市
	愛西市
	弥富市
	あま市
	蟹江町
	飛島村
三重県	桑名市
	木曽岬町

凡例

事業実施区域

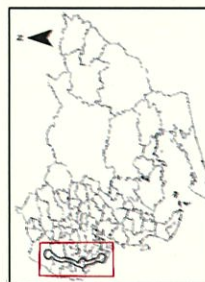
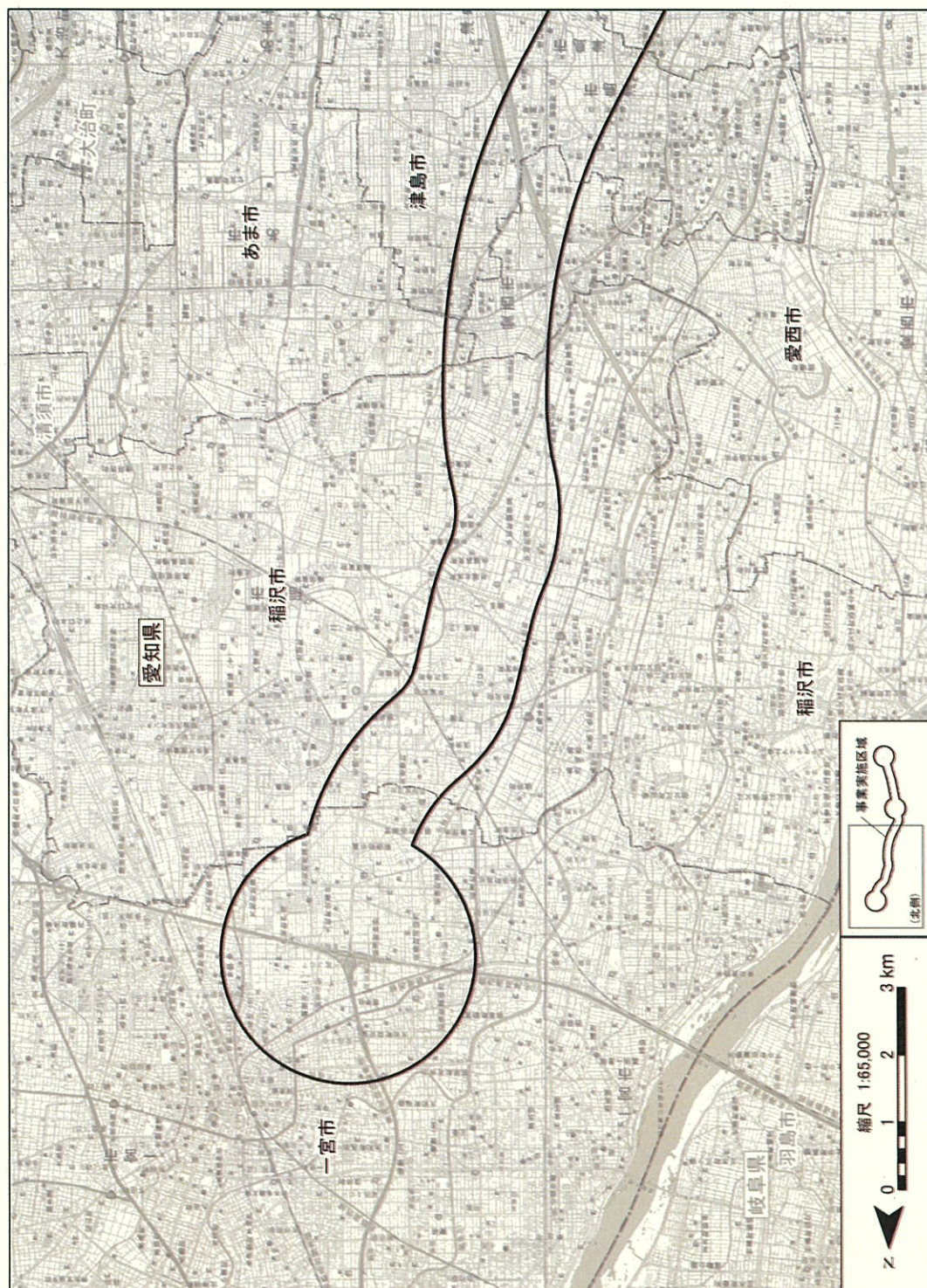


図 4-1(1) 事業実施区域及びその周囲

凡 例
 事業実施区域
 県界
 市町村界

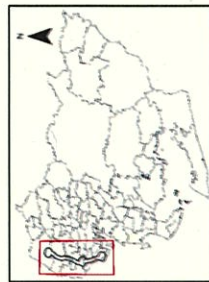
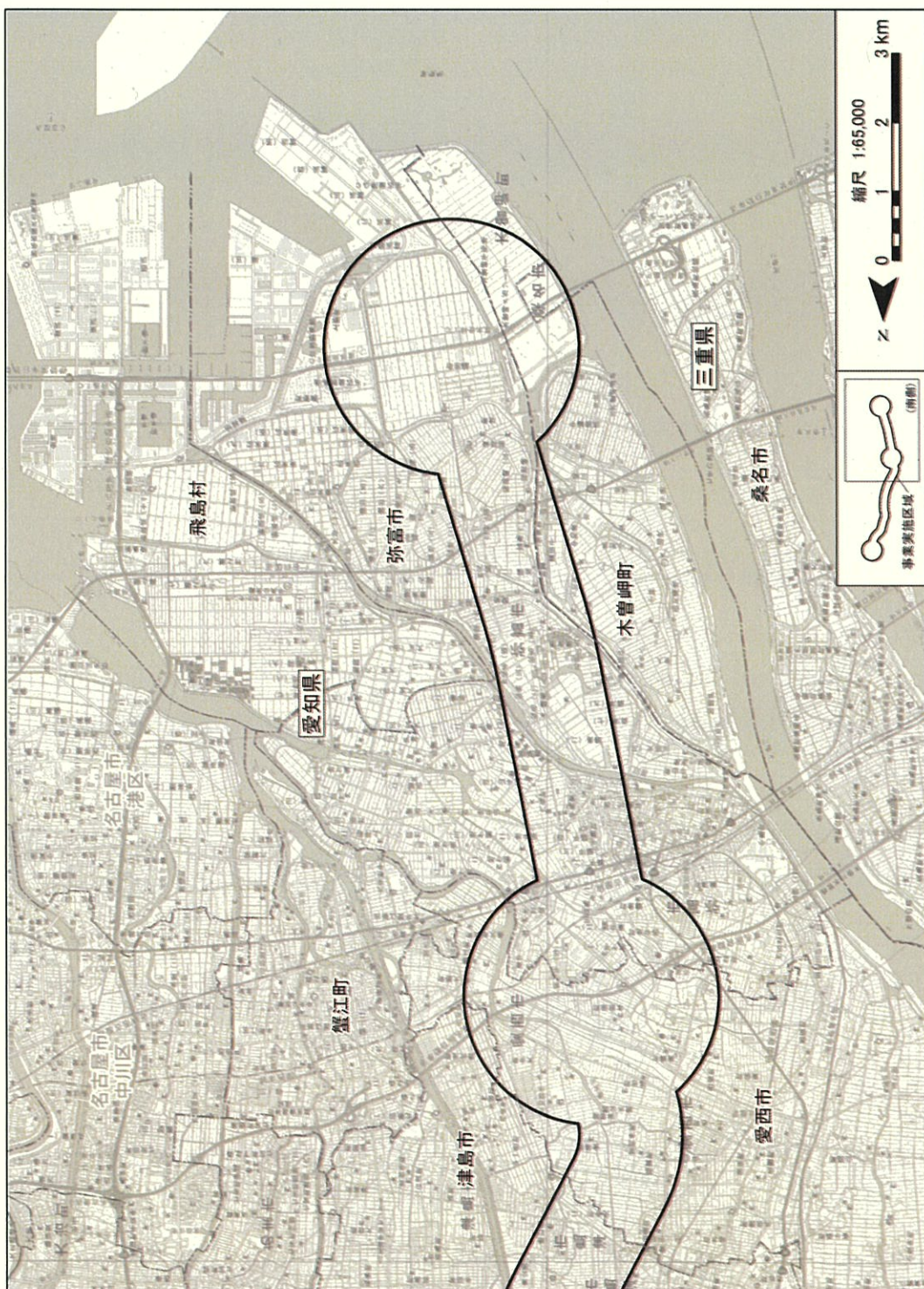


図 4-1(2) 事業実施区域及びその周囲

第1節 自然的状況

事業区域及びその周囲における自然的状況を把握した結果を表 4-1 に示します。

表 4-1(1) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	気象の状況	調査区域に位置する愛西地域気象観測所では、年間の平均気温は 15.3～17.2℃、総降水量は 1,611.5～2,235.5mm、日照時間は 1,743.4～2,332.5 時間、平均風速は 2.3～2.6m/s、最多風向は北西となっています。桑名地域気象観測所では、年間の平均気温は 15.5～17.9℃、総降水量は 1,443.0～1,946.5mm、日照時間は 1,780.2～2,361.4 時間、平均風速は 2.4m/s、最多風向は北となっています。また、蟹江地域雨量観測所では、年間の総降水量は 1,431.5～1,967.0mm となっています。
	大気質の状況	調査区域には、一般環境大気測定局（一般局）が 6 局、自動車排出ガス測定局（自排局）が 5 局存在し、大気環境測定車による調査が愛知県飛島村において実施されています。 令和 6 年度において、光化学オキシダントはすべての地点で環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、微小粒子状物質についてはすべての地点で環境基準を達成しています。 降下ばいじんは、令和 5 年度において 1 箇所で測定が行われており、参考値（10t/km ² ・月）を下回っています。ダイオキシン類は、令和 5 年度において 3 箇所で測定が行われており、すべての地点で環境基準を達成しています。
	騒音及び振動の状況	調査区域において、一般環境騒音については、令和 6 年度に 5 地点で測定が行われており、すべての地点・時間区分で環境基準を達成しています。道路交通騒音の面的評価については、令和 4 年度～令和 6 年度に 27 区間で行われており、環境基準達成率は、昼間で 94.4～100.0%、夜間で 71.8～100.0%となっています。道路交通騒音の要請限度の適合状況については、愛知県では令和 6 年度に 8 地点で、三重県では令和 5 年度に 1 地点で「騒音規制法」に基づく測定が行われており、9 地点のうち 7 地点で要請限度以下となっています。 また、調査区域において、一般環境振動の測定は行われていません。道路交通振動の測定については、令和 6 年度に愛知県では 7 地点、三重県では 2 地点で測定が行われており、すべての地点で要請限度以下となっています。
水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況	水象の概況	調査区域には、主要な河川として木曽川水系の木曽川、長良川、揖斐川、日光川水系の日光川、光堂川、領内川等が存在しています。 また、調査区域は、濃尾平野の南端部、木曽川の河口デルタ地帯に位置し、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。
	水質の状況	調査区域において、河川の水質調査は、木曽川、日光川等の 62 地点で行われています。生活環境項目については、令和 5～6 年度の調査結果では、すべての地点で環境基準に適合しています。過去 5 年の調査結果では、令和 2 年度の生物化学的酸素要求量（BOD）の 1 地点において環境基準に適合していません。また、健康項目及びダイオキシン類については、すべての地点で環境基準を達成しています。 調査区域において、海域の水質調査は、2 地点で行われています。生活環境項目については、COD 及び全磷について 1 地点で環境基準に適合していません。また、健康項目については、1 地点で調査が行われており、すべての項目で環境基準を達成しています。

表 4-1 (2) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
水象、水質、水底の底質 その他水に係る環境の状況	水底の底質	調査区域において、令和 6 年度における水底の底質（ダイオキシン類）の調査は 3 地点で行われており、すべての地点で環境基準を達成しています。
	その他水に係る環境 (地下水水質)	調査区域において、令和 6 年度に愛知県の 20 地点（概況調査 9 地点・定期モニタリング（継続監視）調査 11 地点）で、令和 5 年度に三重県の 2 地点で井戸を対象とした地下水水質調査が行われています。愛知県の概況調査においては、砒素が 1 地点で環境基準を達成していません。定期モニタリング（継続監視）調査においては、砒素が 4 地点、ふっ素が 6 地点で環境基準を達成していません。三重県の調査においては 1 地点で砒素及びふっ素の環境基準を達成していません。その他の項目については、すべての地点で環境基準を達成しています。 また、調査区域におけるダイオキシン類（地下水）は、令和 5 年度に 1 地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。
土壌及び地盤の状況	土壌の状況	調査区域の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。調査区域の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。 調査区域における土壌中ダイオキシン類濃度については、令和 5 年度に 1 地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。
	地盤の状況	調査区域が位置する濃尾平野では昭和 50 年頃までは激しい沈下現象を示していましたが、現在では濃尾平野中西部を除き、地盤沈下は沈静化しています。愛知県及び三重県における令和 6 年の水準点測量成果においては、事業実施区域内で年間 1cm 以上沈下した水準点はありません。 調査区域における地下水位については、過去 10 年間（平成 26 年度～令和 5 年度）に愛知県及び三重県の 6 地点で調査が行われており、自然水位は 1.65～7.60m となっています。
地形及び地質の状況	地形及び地質の状況	調査区域は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に位置しており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在するなど、低地の地形が広がっています。また、調査区域は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。
	重要な地形及び地質の状況	調査区域には、重要な地形及び地質として、木曽川の河畔砂丘と藤前干潟が存在しています。
	活断層の状況	調査区域には、濃尾平野の中央部に北北西-南南東方向に貫く「大藪-津島活動セグメント」、「大垣-今尾活動セグメント」及び「岐阜-一宮活動セグメント」が存在しています。ただし、当該断層において第四系（第四紀に形成された地層や岩石）を変位させる断層が確認されていないため、活断層ではないと判断されています。
植生及び生態系の状況	動物の生息の状況	調査区域には、重要な動物種として、哺乳類 7 種、鳥類 65 種、爬虫類 4 種、両生類 3 種、魚類 38 種、昆虫類 87 種、底生動物 31 種、陸産貝類 8 種、クモ類 7 種の確認記録があります。これらの重要な動物種に加えて、津島市では「津島の透明鱗のギンブナ（エベツサマ）」が天然記念物に指定されています。 また、注目すべき生息地として、木曽三川合流域の河川・水路およびため池群、伊勢湾（伊勢湾の汽水域、藤前干潟、木曽三川河口干潟、木曽三川河口木曽岬干拓地）及び木曽岬干拓地が存在しています。

表 4-1(3) 自然的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
動植物の生息又は生育、 植生及び生態系の状況	調査区域には、重要な植物種として、181 種の確認記録があります。また、調査区域の植生については、「市街地、緑の多い住宅地」などの宅地等と「水田雑草群落、果樹園、畑地雑草群落」などの耕作地が広く分布するほか、海岸部で「工場地帯」の広いまとまりが見られます。 また、調査区域には、特定植物群落が 2 箇所、巨樹巨木林が 115 件、天然記念物が 55 件存在しています。
	調査区域全体に低地の地形が広がり、調査区域西側に木曽川等の河川が伊勢湾に向かって貫流していることから、「低地」、「河川」及び「沿岸」に区分した上で、植生等の状況を踏まえて環境を 12 区分に類型化しました。 また、自然環境類型区分をもとに、調査区域における地域を特徴づける生態系を「低地の水田生態系」、「低地の都市生態系」、「木曽川等の河川生態系」及び「沿岸海域生態系」の 4 つに設定しました。
景観及び人と自然との 活動の場の状況	調査区域は、愛知県・岐阜県・三重県の県境付近に位置し、濃尾平野を流れる自然豊かな木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）の眺望が自然景観として挙げられます。また、概ね全体として平坦であるため、木曽三川を挟んだ対岸の遠景として山地の眺望を得ることができる地域となっています。 調査区域には、主要な眺望点が 9 箇所、景観資源が 52 箇所存在しています。
	調査区域には、市街地等に緑豊かな公園や緑道が整備されており、地域の人々にとっての憩いの場となっています。また、木曽三川沿いや農耕地、市街地等において散策コースが多数存在しています。 調査区域には、人と自然との触れ合いの活動の場が 100 箇所存在しています。
一般環境中の 放射性物質の状況	調査区域には、空間放射線量率を測定するモニタリングポストは設置されていませんが、調査区域に最も近いモニタリングポストの令和 6 年度の測定結果は 0.053 μGy/h で、通常測定される範囲内となっています。

第2節 社会的状況

事業区域及びその周囲における社会的状況を把握した結果を表 4-2 に示します。

表 4-2(1) 社会的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
産業の状況 人口及び	人口の状況	令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は、愛知県一宮市約 38 万人、津島市約 6 万人、稲沢市約 13 万人、愛西市約 6 万人、弥富市約 4 万人、あま市約 9 万人、蟹江町約 4 万人、飛島村約 5 千人、三重県桑名市約 14 万人、木曽岬町約 6 千人となっています。
	産業の状況	愛知県全体及び三重県全体の産業別の就業者の割合は、第 3 次産業就業者の割合が最も高く、第 1 次産業就業者の割合が最も低くなっています。
土地利用の状況	土地利用の現況	調査区域において、低層建物及び田が広範囲を占めており、一部工場や高層建物が存在しています。また、愛知県・岐阜県・三重県の県境には木曽川及び長良川が構成する河川地が広がっています。
	土地利用計画の状況	調査区域のほぼ全域が都市地域に含まれ、すべての市町村において集落・市街地が形成された市街化区域が指定されています。また、農業地域及び農用地区域は、調査区域の広範囲で指定されています。森林地域は指定されていません。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	利水の状況	生活用水について、愛知県では、県全体の上水道水源の多くを県水が占めていますが、一宮市では取水量の約 4 割、稲沢市では取水量の約 6 割が地下水（深井戸）を水源としています。三重県では、上水道水源の多くを県水または地下水（浅井戸・深井戸）が占めており、桑名市では浅層地下水（浅井戸）及び深層地下水（深井戸）、木曽岬町では県水を主な水源としています。 農業用水について、調査区域における農業用水の多くは、宮田用水及び木曽川用水から供給を受けています。 工業用水について、愛知県及び三重県では、県全体の公共水道（工業用水道）からの取水が多くを占めています。
	漁業の状況	愛知県では、鵜戸川に共同漁業権、善太川及び佐屋川に区画漁業権が設定されています。三重県では、海面として木曽川、鍋田川、町屋川に共同漁業権及び区画漁業権が設定されています。
交通の状況		調査区域には、名神高速道路や東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、東海北陸自動車道等の高速自動車国道、国道 1 号や国道 23 号等の一般国道等が存在しています。また、鉄道として、東海道新幹線、JR 東海道本線、JR 関西本線、名鉄名古屋本線、名鉄尾西線、名鉄津島線、近鉄名古屋線が存在しています。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況	調査区域には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校・図書館、幼稚園・保育園等、病院・福祉施設）が多数分布しており、事業実施区域において、小学校が 13 箇所、中学校が 8 箇所、高等学校が 4 箇所、特別支援学校が 1 箇所、各種学校が 2 箇所、幼稚園が 2 箇所、保育所が 16 箇所、認定こども園が 3 箇所、病院が 2 箇所、福祉施設が 46 箇所立地しています。
	住宅の配置の概況	調査区域については、ほぼ全域が都市地域に含まれ、すべての市町村で市街化区域が指定されているなど市街化が進んだ区域となっており、住居が広く分布しています。また、人口集中地区（DID 地区）が存在しています。
下水道の整備の状況		愛知県における調査区域の汚水処理人口普及率は 70.1～97.1%、下水道処理人口普及率は 0.0～71.3%となっています。調査区域には公共下水道処理場が 3 箇所存在しています。 三重県における調査区域の汚水処理人口普及率は 93.3～100%、下水道処理人口普及率は 65.5～82.0%となっています。調査区域には公共下水道処理場が 2 箇所存在しています。

表 4-2(2) 社会的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	調査区域における「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」は、以下のとおりです。 ・「都市計画法」により定められた用途地域があります。 ・「環境基本法」に基づく公害防止計画は策定されていません。 ・「環境基本法」により定められた環境基準として、大気汚染、騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染に係る基準があります。 ・「大気汚染防止法」により規定された指定地域はありません。 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により愛知県一宮市・津島市・稲沢市（旧祖父江町を除く）・愛西市（旧立田村、旧八開村を除く）・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市（旧多度町を除く）・木曽岬町は窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されています。また、調査区域における愛知県のすべての市町村（旧祖父江町、旧立田村、旧八開村を除く）が愛知県が定める「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の対策地域に指定されています。さらに、同法に基づき、愛知県では「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」、三重県では「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が策定されています。 ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による沿道整備道路の指定はありません。 ・「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度が指定される区域が存在しています。 ・「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域が存在しています。 ・愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域が存在しています。 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度が指定される区域が存在しています。 ・「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域が存在しています。 ・愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域が存在しています。 ・「水質汚濁防止法」で定める排水基準より厳しい許容限度を定める排水基準（上乗せ排水基準）は、愛知県条例により、木曽川水域及び名古屋港・庄内川等水域に設定されています。また、同法により調査区域のすべての市町村は化学的酸素要求量及び窒素又はりん含有量について同法施行令で定める地域（指定地域）に定められています。 ・「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域が7件存在しています。 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在していません。 ・「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」により定められた農用地土壌汚染対策地域は存在していません。 ・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在していません。 ・「世界かんがい施設遺産」は存在していません。 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区の区域は存在していません。 ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づく湿地の区域として藤前干潟が存在しています。

表 4-2(3) 社会的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	・「文化財保護法」に基づき指定あるいは登録された史跡、名勝又は天然記念物、有形民俗文化財及び無形民俗文化財として、国指定史跡が2件、国登録名勝地関係が1件、各県指定史跡が3件、各県指定名勝が1件、各県指定天然記念物が6件、各市・町・村指定史跡が44件、各市・町指定天然記念物が50件存在しています。さらに、国指定建造物が16件、登録有形文化財（建造物）が32件、各県指定建造物が4件、各市・町・村指定建造物が27件存在し、国指定無形民俗文化財が2件、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財が2件、各県指定有形民俗文化財が3件、各県指定無形民俗文化財が4件、各市・町・村指定有形民俗文化財が13件、各市・町・村指定無形民俗文化財が60件存在しています。なお、重要文化的景観は調査区域に存在していません。また、周知の埋蔵文化財包蔵地は1,056件存在しています。 ・「自然公園法」に基づき指定された都道府県立自然公園として水郷県立自然公園が存在しています。なお、国立公園及び国定公園はありません。 ・「自然環境保全法」に基づく都道府県自然環境保全地域として蓮華寺寺叢が存在しています。なお、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域はありません。 ・「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区の区域は存在していません。また、同法に基づき、愛知県及び三重県の一部の市町において緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）が策定されています。 ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区として国指定藤前干潟鳥獣保護区・特別保護地区、弥富鳥獣保護区、木曽川中流鳥獣保護区（集団渡来地）が指定されています。 ・「都市計画法」に基づく風致地区として津島神社風致地区及び天王川風致地区が存在しています。 ・「景観法」に基づき、愛知県一宮市、津島市及び三重県桑名市が景観行政団体となっており、愛知県一宮市及び三重県桑名市では良好な景観の形成に関する計画（景観計画）が策定されています。なお、津島市では、景観計画策定に向けて検討を進めています。 ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は、津島市で策定されています。 ・「保護林設定管理要領」に基づく保護林の区域はありません。 ・愛知県では「美しい愛知づくり条例」、三重県では「三重県景観づくり条例」、愛知県一宮市では「一宮市景観条例」、三重県桑名市では「桑名市景観条例」が制定されています。 ・「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（重要湿地）として、木曽三川合流域の河川・水路およびため池群、伊勢湾が存在しています。 ・「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域はありません。 ・「森林法」により指定された保安林のうち、公衆の保健の保存（保健保安林）、名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林は存在しません。 ・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定された農業振興地域及び農用地区域が存在しています。 ・「工業用水法」に基づく指定地域に愛知県の調査区域が該当します。 ・「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」に基づく対象地域に、愛知県及び三重県が含まれます。このうち、愛知県及び三重県の調査区域は規制地域に該当します。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域が存在しています。

表 4-2(4) 社会的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	・愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく総排出量規制区域に調査区域のすべての市町村が指定されています。また、同条例に基づき、事業活動に伴って排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設を規制対象としています。 ・「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」に基づき、主要な工場・事業場については「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」に、ディーゼル機関等の内燃機関については「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」に基づき指導を行うこととしている。 ・「水質汚濁防止法」に基づき、愛知県では「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛知県）」、三重県では「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第9次）」が策定されています。 ・愛知県では「愛知県環境基本条例」、三重県では「三重県環境基本条例」を制定しています。 ・愛知県では「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しており、愛知県自然環境保全地域及び生息地等保護区を指定しています。三重県では「三重県自然環境保全条例」を制定しており、三重県自然環境保全地域を指定しています。 ・愛知県では「県民の生活環境の保全等に関する条例」、三重県では「三重県生活環境の保全に関する条例」を制定しています。 ・愛知県では「愛知県地球温暖化対策推進条例」、三重県では「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定しています。
その他の状況	・愛知県では、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」、三重県では「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」を制定しています。 ・愛知県及び三重県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況について、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材及び金属くずの再資源化率が9割を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は80%程度となっています。 ・産業廃棄物処理施設は、調査区域において、中間処理施設が184箇所、最終処分施設が3箇所存在しています。 ・愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」、三重県では「三重県地球温暖化対策総合計画」が策定されており、それぞれ平成25年度(2013年度)比で46%、47%削減することを目標に掲げています。 ・公害苦情件数について、典型7公害のうち、愛知県では騒音及び大気汚染が多く、三重県では大気汚染及び悪臭が多くなっています。

第5章 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

道路事業の場合、計画段階における地域特性の把握は既存資料の調査によるものであり、詳細なルートや位置や道路構造等について検討段階であるため、必ずしも定量的な予測・評価ができるものではありません。このため、計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法としました。

調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では集落・市街地、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 5-1 に示します。また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法としました。予測地域は図 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法

計画段階 配慮事項	検討対象	調査 手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質 自動車の走行による騒音	集落・市街地の位置 ・人口集中地区（DID 地区） ^{注1)}	既存 資料	集落・市街地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
道路の存在による動物	重要な種の生息地等 ・動物の重要な種 ^{注2)} ・天然記念物 ^{注3)} ・注目すべき生息地 ^{注4)}	既存 資料	重要な種の生息地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等 ・特定植物群落 ^{注5)} ・巨樹・巨木林 ^{注6)} ・天然記念物 ^{注3)}	既存 資料	重要な種・群落の生育地等の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、 まとまって存在する自然環境 ^{注7)} ・自然公園 ^{注8)} ・自然環境保全地域 ^{注8)} ・鳥獣保護区 ^{注9)} ・重要湿地 ^{注10)}	既存 資料	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	景観の保全上重要な箇所 ・主要な眺望点、景観資源 ^{注11)}	既存 資料	景観の保全上重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注1) 人口集中地区（DID 地区）の既存資料：「国土数値情報データダウンロードサイト」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）の人工集中地区（DID 地区）

注2) 重要な動物の既存資料：「愛知県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）、「三重県すぐれた自然図」（昭和51年、環境庁）、「第2回自然環境保全基礎調査 愛知県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）、「第2回自然環境保全基礎調査 岐阜県動植物分布図」（昭和56年、環境庁）、「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会ホームページ）

注3) 天然記念物の既存資料：「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県ホームページ）、「一宮市内の文化財」（一宮市ホームページ）、「文化財・文化遺産」（津島市教育委員会）、「稲沢市の市指定文化財」（稲沢市ホームページ）、「愛西市の指定・登録・選択文化財一覧」（愛西市ホームページ）、「市の文化財」（弥富市ホームページ）、「蟹江町の文化財一覧」（蟹江町ホームページ）、「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会 文化財ホームページ）

注4) 注目すべき生息地の既存資料：「三重県レッドデータブック2015」（平成27年3月、三重県）

注5) 特定植物群落の既存資料：「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省生物多様性センターホームページ）

注6) 巨樹・巨木林の既存資料：「自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」（環境省生物多様性センターホームページ）

注7) 自然公園の既存資料：「岐阜県内の自然公園の紹介」（岐阜県ホームページ）、「三重県の自然公園図」（三重県ホームページ）

注8) 自然環境保全地域の既存資料：「あいちの環境 愛知県自然環境保全地域」（愛知県環境局ホームページ）

注9) 鳥獣保護区の既存資料：「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）、「令和5年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

注10) 重要湿地の既存資料：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）、「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

注11) 主要な眺望点、景観資源の既存資料：「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県ホームページ）、「観光三重」（公益社団法人三重県観光連盟）、「名古屋公式観光情報 名古屋コンシェルジュ」（公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー）、「一宮市の公式観光サイト Ichinomiya NAVI」（一宮市観光協会）、「観光案内」（津島市ホームページ）、「観光情報」（津島市観光協会）、「稲沢市観光ガイドブック」（令和2年2月、稲沢市観光協会）、「稲沢景観地50選と写真で綴る美的稲沢」（稲沢市ホームページ）、「見る・遊ぶ」（愛西市観光協会）、「市内観光の案内について」（弥富市ホームページ）、「観る・遊ぶ」（あま市観光協会ホームページ）、「観光・ウォーキングマップ」（蟹江町観光協会ホームページ）、「桑名市オープンデータカタログサイト（市内観光施設情報）」（桑名市ホームページ）、「自然・公園」（桑名市観光サイト）、「桑名市の文化財」（桑名市教育委員会）、「観光・産業」（木曽岬町ホームページ）、「地域のスポット」（川越町ホームページ）

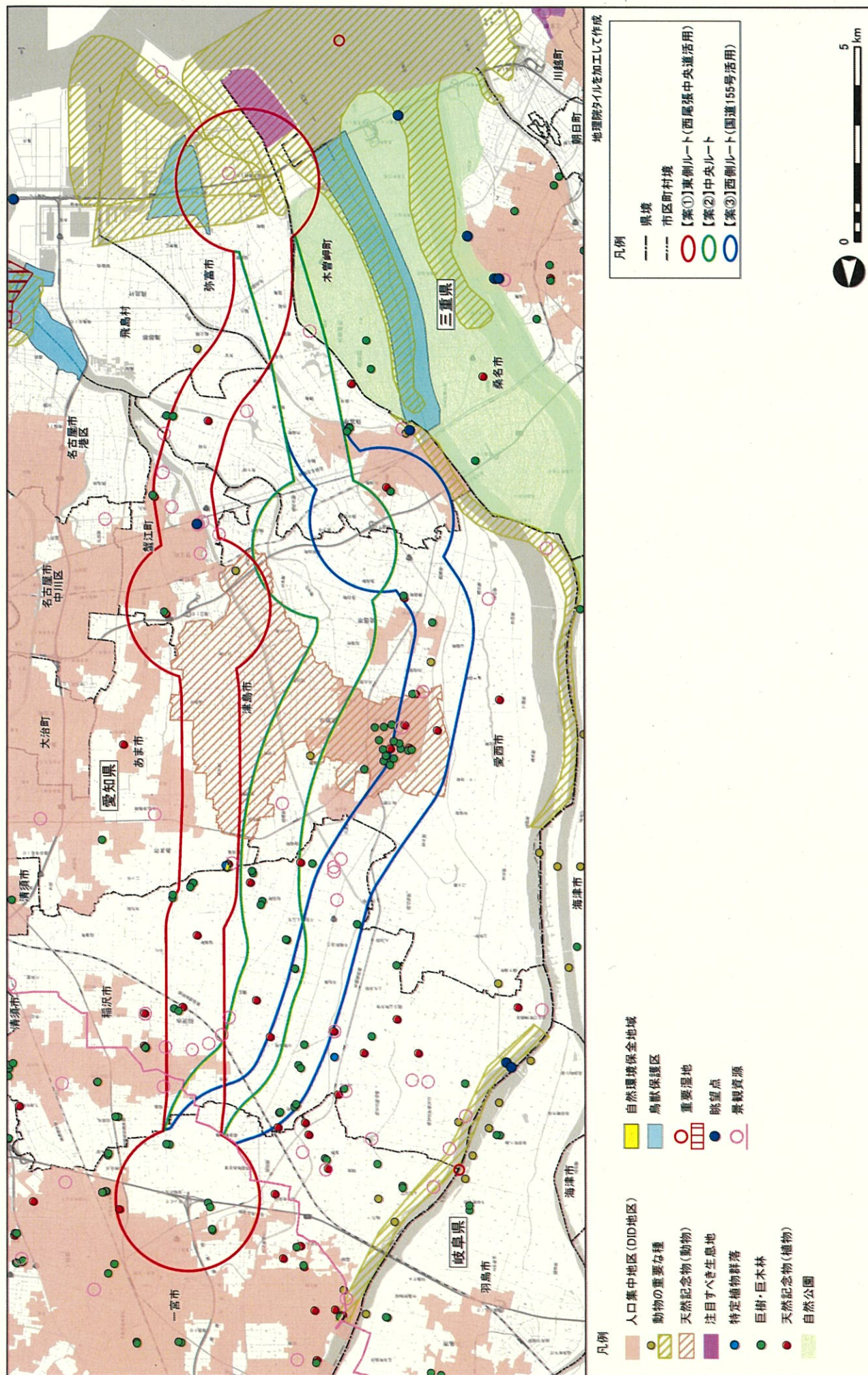


図 5-1 予測地域

本事業に係る計画段階配慮事項について、各案における環境影響を検討した結果は、表 5-2 に示すとおりです。

「自動車の走行による大気質及び騒音」の影響の程度は、ルート帯が通過する集落・市街地（人口集中地区（DID））の面積が最も小さい【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による動物」の影響の程度は、ルート帯が通過する重要な種の生息地等（動物の重要な種の生息地、天然記念物及び注目すべき生息地）の箇所数が比較的少ない【案②】及び【案③】が、【案①】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による植物」の影響の程度は、ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等（特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物）の箇所数が最も少ない【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による生態系」の影響の程度は、ルート帯が通過するまとまって存在する自然環境である自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区及び重要湿地の面積が最も小さい【案①】が、【案②】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

「道路の存在による景観」の影響の程度は、ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の箇所数が最も少ない【案②】が、【案①】及び【案③】と比べて小さいと評価しました。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地、動物や植物の重要な生息地・生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、景観の保全上重要な箇所等への影響を回避したルートや構造等を検討します。

なお、各検討対象の回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

表 5-2(1) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	検討 対象	【案①】東側ルート (西尾張中央道活用)	【案②】中央ルート	【案③】西側ルート (国道 155 号活用)
自動車の 走行による 大 気 質、騒音	集落・ 市街地 の位置	・ルート帯は、集落・市街地を極力回避しますが、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が比較的大きいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、集落・市街地を極力回避し、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が最も小さいため、大気質及び騒音の影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、集落・市街地を極力回避しますが、大気質及び騒音の影響をより受けやすいと考えられる人口集中地区(DID)の通過面積が最も大きい場合、大気質及び騒音の影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の人口集中地区(DID)については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する人口集中地区(DID)の面積が最も小さい案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。		
道路の存 在による 動物	重要な 種の生 息地等	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。 ・天然記念物(津島の透明鱗のギンブナ)が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。 ・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が最も多いことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。 ・天然記念物(津島の透明鱗のギンブナ)が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。 ・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が比較的小さいことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地等の一部を通過するものの概ね回避します。 ・天然記念物(津島の透明鱗のギンブナ)が津島市全域に指定されており、ルート帯が通過しますが、これらは河川等の水域に生息していることから、事業に伴う影響は限定的と考えられます。 ・ルート帯が通過する動物の重要な種の生息地等の箇所数が比較的小さいことから、重要な種の生息地等に影響を与える可能性は比較的小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種の生息地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する動物の重要な種、天然記念物及び注目すべき生息地の箇所数が比較的小さい案②及び案③が案①と比べて小さいと評価します。		

表 5-2(2) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	検討 対象	【案①】東側ルート (西尾張中央道活用)	【案②】中央ルート	【案③】西側ルート (国道 155 号活用)
道路の存在による 植物	重要な 種・群 落の生 育地等	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が少ないことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が最も少ないことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、既存資料により詳細な位置が特定できた巨樹・巨木林及び天然記念物の一部を通過するものの重要な種・群落の生育地等を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する重要な種・群落の生育地等の箇所数が最も多いことから、重要な種・群落の生育地等に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の重要な種・群落の生育地等については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する特定植物群落、巨樹・巨木林及び天然記念物の箇所数が最も少ない案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。		
道路の存在による 生態系	生態系 の保全 上重要 であつ て、ま とまっ て存在 する自 然環境	・ルート帯は、自然公園、自然環境保全地域及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境の通過面積が最も小さいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、自然公園、及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境の通過面積が比較的大きいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、自然公園、及び鳥獣保護区の一部を通過するものの生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境を概ね回避します。 ・ルート帯が通過する生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境の通過面積が比較的大きいことから、これら自然環境に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の生態系の保全上重要であつて、まとまって存在する自然環境については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区及び重要湿地の面積が最も小さい案①が案②及び案③と比べて小さいと評価します。		

表 5-2(3) 計画段階配慮事項に係る予測及び評価の結果

計画段階 配慮事項	検討 対象	【案①】東側ルート (西尾張中央道活用)	【案②】中央ルート	【案③】西側ルート (国道 155 号活用)
道路の存 在による 景観	景観の 保全上 重要な 箇所	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が最も多いことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は最も大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が最も少ないことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は最も小さいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。	・ルート帯は、主要な眺望点及び景観資源の一部を通過するものの概ね回避します。 ・ルート帯が通過する主要な眺望点及び景観資源の通過箇所数が比較的多いことから、景観上重要な箇所に影響を与える可能性は比較的大きいと予測します。 ・ルート帯が通過する一部の主要な眺望点及び景観資源については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り影響を回避・低減する検討が可能です。
		影響の程度は、ルート帯が通過する主要な眺望点、景観資源の箇所数が最も少ない案②が案①及び案③と比べて小さいと評価します。		

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者等の見解は、表6-1に示すとおりです。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
1. 総論	
(1) 対象事業実施区域の設定 今後の詳細なルート、位置及び道路構造の検討にあたっては、各論での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。 ア. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居 イ. 主要な河川、取水源、生物多様性の観点から重要度の高い海域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、ラムサール条約湿地 ウ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林 エ. 鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、各論での指摘を踏まえつつ環境の保全上重要な施設等への影響を回避又は極力低減します。
(2) 環境影響評価の項目の選定等 本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。 また、今後、本事業において、一宮西港道路への連絡道路等が計画されることにより、追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路等の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、土壌、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等を選定しました。 また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。
3) 地域住民等への説明及び関係機関との連携 本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施にあたっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。	本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明を行います。 また、本事業の実施にあたっては、関係機関と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施していきます。

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
2. 各論	
(1) 大気環境 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、住居等が多数存在しており、西尾張・海部地域東部の高速アクセス性に優れ、東海北陸自動車道から名古屋港までを最短距離で接続するルート（以下「案①」という。）及び西尾張・海部地域西部の高速アクセス性に優れるルート（以下「案②」という。）については、特に住居等が多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響がより懸念される。このため、詳細なルートの位置、道路構造及び工法の検討に当たっては、工事中及び供用後における大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。	今後の事業計画の検討にあたっては、工事中及び供用後における大気質への影響並びに騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討します。
(2) 水環境 想定区域及びその周辺には、上水道の取水源である井戸が存在しているほか、本事業は、ラムサール条約湿地に登録されている藤前干潟等に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制するルートの位置及び構造を検討することにより、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減すること。 また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討にあたっては、土地の改変や河床掘削に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減するよう配慮します。 また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、必要に応じて適切に予測及び評価を実施します。
(3) 動植物及び生態系 想定区域及びその周辺には、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイタセンパラ、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）に絶滅危惧 IA 類として掲載されているニッポンバラタナゴ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全基礎調査の第 2 回調査（特定植物群落調査）において選定されている特定植物群落、同調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生、自然公園法及び三重県立自然公園条例に基づき指定されている水郷県立自然公園、鳥獣保護管理法に基づき指定されている弥富鳥獣保護区等が存在している。さらに、生物多様性の観点から重要度の高い湿地に抽出されている「木曽三川合流域の河川・水路およびため池群」が想定区域に含まれている可能性がある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減します。 また、今後の環境影響評価手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討します。

表 6-1(3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者等の見解

国土交通大臣意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
2. 各論	
(4) 廃棄物等 ア 廃棄物について 本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。	本事業の実施に伴い発生する廃棄物については発生量を極力抑制し、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図る等適正な処理を行う計画とします。
イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルート上の位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とすること。	詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制します。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図る等適正な処理を行う計画とします。
(5) 温室効果ガス 今後の事業計画の具体化に当たっては、「地球温暖化対策計画」(令和7年2月閣議決定)に示される2030年度、2035年度及び2040年度の温室効果ガス排出量の削減目標(以下「削減目標」という。)の達成や2050年ネット・ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討すること。 また、今後、道路管理者が道路法等の一部を改正する法律(令和7年法律第22号。以下「改正道路法」という。)に基づく道路脱炭素化推進計画を策定した場合には、当該計画も踏まえて本事業を実施すること。	今後の事業計画の具体化に当たっては、削減目標の達成や2050年ネット・ゼロの実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等の地球温暖化対策に関連する施策や、最新技術の開発・社会実装といった最新の知見及び動向を踏まえつつ、例えば、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガスの排出削減に資する対策を検討します。 また、今後、改正道路法に基づく道路脱炭素化推進計画を踏まえて本事業を実施します。

第7章 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と事業予定者の見解

望ましいルート帯案を検討する際に重要だと思う事項として、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」及び「地域の景観（景観資源等）に配慮し、影響が少ないこと」の3項目について意見聴取を行い、「強くそう思う」、「どちらかというと思う」、「どちらかというと思わない」、「全くそう思わない」の4段階で回答していただきました。（意見聴取期間：令和6年7月22日～令和6年10月4日）

その結果、重要だと思う意見（“強くそう思う”“どちらかというと思う”）は、「生活環境（大気・騒音等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で82%、広域道路利用者で77%、事業者で84%、「自然環境（動植物等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で78%、広域道路利用者で73%、事業者で80%、地域の景観（景観資源等）に配慮し、影響が少ないこと」が地域住民で75%、広域道路利用者で72%、事業者で75%という結果でした。

また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び事業予定者の見解を表 7-1 に示します。

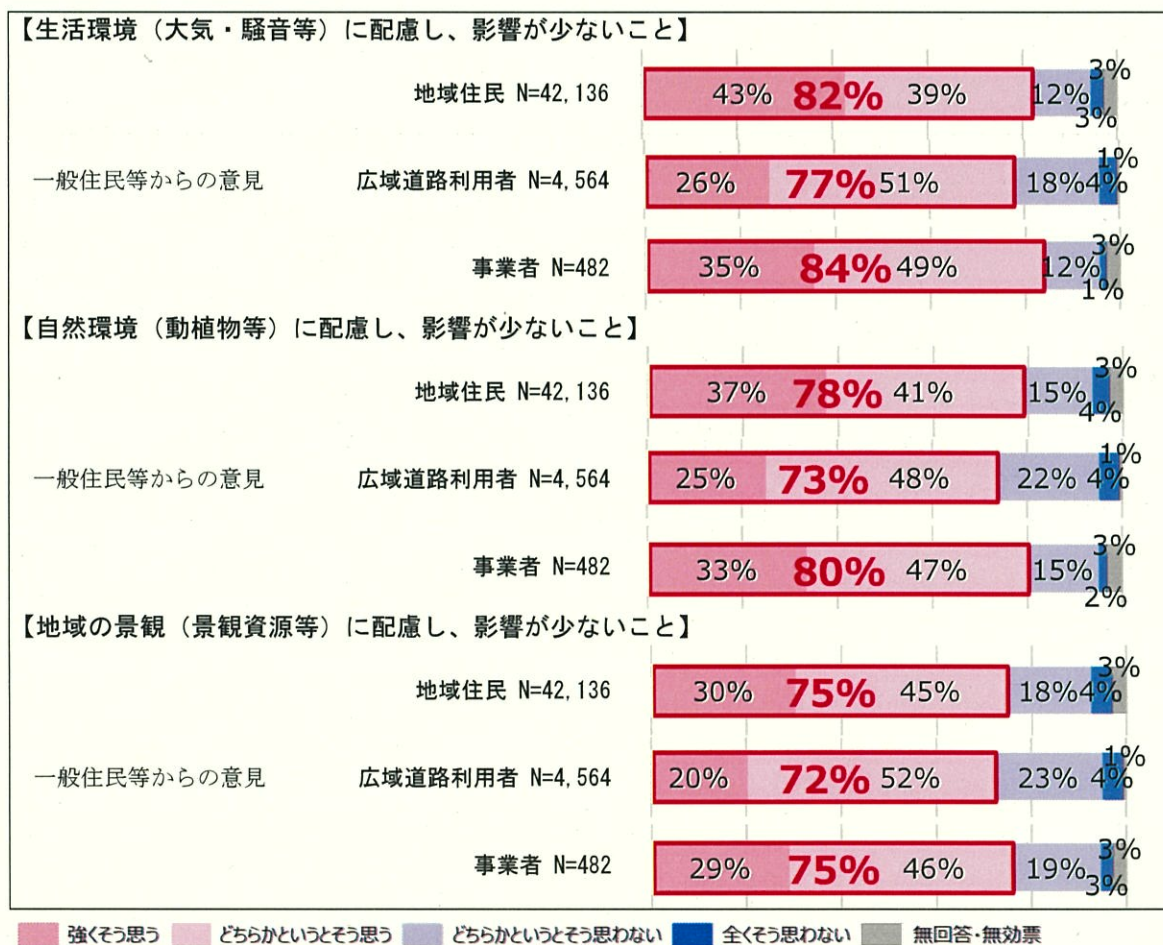


図 7-1 一般住民（企業団体含む）からの重視すべきという意見の割合

表 7-1 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と事業予定者の見解

項目	一般住民からの意見	事業予定者の見解
環境全般	・生活環境・自然環境・景観に配慮したルートにしてほしいです。 ・生活環境、自然環境への配慮が重要と考えます。 ・住環境への配慮が必要。 ・環境に優しいこと。 ・周りの環境に悪影響を及ぼさないこと。 ・交通の利便性をあげるのは良いことだが環境問題にも十分配慮するべきである。 ・環境には配慮してほしい。 上記意見を含む計 262 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、環境面への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
生活環境（大気質・騒音）	・住宅地への騒音、交通量の増加に配慮すること。 ・住民としては、特に、騒音、大気汚染について、十分配慮してほしい。 ・夜間の交通量が増加すると思われるので、住宅地が近いこともあり、騒音が懸念され、防音の対策が必要に思う。 ・交通量が増えると騒音が気になりますので、対策が必要と考えます。 ・一般住宅への騒音には特に配慮をお願いしたい。 ・住民の生活環境には十分に配慮されたい。 ・住宅密集地での騒音対策。 ・騒音や大気汚染などに留意すること。 ・道路建設ルートのあたる住民への騒音や環境への配慮が重要だと思います。 ・騒音等、住宅街にお住まいの方の迷惑が、かからないように配慮が必要だと思います。 上記意見を含む計 300 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
自然環境（動植物・生態系）	・動植物の生育地、自然環境を傷めないこと。 ・自然環境を残していく事が大事だと思う。 ・特に自然環境への配慮（必要以上に伐採をしない）を強く求めます。 ・あまり田んぼをつぶさないでください。 ・水田が多い地域であるが、水田は動植物にとって重要な自然環境であるため、なるべく水田を埋め立てないような設計にしてほしい。 ・藤前干潟に影響がないことを保証できること。 上記意見を含む計 82 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動物、植物、生態系等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
景観	・IC 設置は良いが、廻りの景観をそこなわないこと。 ・毎日の生活において、景観が良いことが大切かと考えます。 ・田園地域の景観に配慮してほしい。 ・のどかな田園風景など出来るだけ残るといいです。 ・周りの景観に配慮すべき 上記意見を含む計 39 件	・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、景観等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

環境影響評価法第3条の7の規定に基づき、配慮書について愛知県知事、三重県知事、一宮市長、津島市長、稲沢市長、愛西市長、弥富市長、あま市長、大治町長、蟹江町長、飛島村長、桑名市長、木曽岬町長から意見聴取を行いました。

関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解を表 7-2 に示します。

なお、津島市長、大治町長及び飛島村長からの意見はありませんでした。

表 7-2(1) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
愛知県知事	1. 全般的事項	
	(1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容については、方法書第3章第3節及び第5章において丁寧に記載しました。
	(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減します。
	2. 大気質、騒音、振動	
	事業実施想定区域には集落・市街地等が存在しており、事業の実施により大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う生活環境への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	3. 動物、植物、生態系	
	事業実施想定区域及びその周辺には広い行動圏を有するチュウヒ等の重要な種が生息する木曽岬干拓地や弥富野鳥園が存在しており、また、多様な生物の生息・生育環境である水田等が広く存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、専門家等の指導・助言を得ながら、事業実施に伴う動物、植物及び生態系への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	4. 景観、人と自然との触れ合いの活動の場	
	事業実施想定区域には主要な眺望点及び田園風景等の景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場が存在していることから、事業の実施によりこれらへの影響が懸念される。このため、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した計画となるよう努めます。 また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。

表 7-2(2) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
愛知県知事	5. その他 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めます。
三重県知事	総括事項 今後の手続きにおいて、居住地に対する生活環境保全上の影響等について、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、科学的な知見に基づいて調査及び予測を実施すること。 また、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。	居住地に対する生活環境保全上の影響等について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。 また、今後、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事実が生じた場合においては、必要に応じ、環境影響評価の項目及び手法を見直し、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応します。 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにします。
	個別的事項 1. 大気質、騒音及び振動 今後の手続きにおいては、工事期間中及び道路供用時の大気質、騒音及び振動による周辺環境への影響を最小限に留める計画とするため、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を十分に踏まえた環境保全措置を検討すること。	今後の環境影響評価手続きにおいては、工事期間中及び道路供用時の大気質、騒音及び振動による周辺環境への影響を最小限に留める計画とするため、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を十分に踏まえた環境保全措置を検討します。
	個別的事項 2. 水質・地下水 詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の周辺情報を把握したうえで、周辺水域、地下水質及び地下水位等に十分配慮した計画とすること。 詳細なルート・構造の検討に当たっては、近隣河川の流域変更を生じさせない計画とすること。また、鍋田川への流出負担が増加しないよう、流域治水の観点も踏まえ、雨水貯留浸透施設の整備など流出抑制対策を検討すること。 本事業で生じる排水により、周辺水域や地下水に影響を与えないよう、適切な排水管理が必要であることから、維持管理の観点も踏まえて、詳細なルート・構造を検討すること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の周辺情報を適切に把握したうえで、道路設計上の工学的・構造的な検討を行い、周辺水域、地下水質及び地下水位等に十分配慮した計画とします。 今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、事業実施に伴う流域変更を生じさせない計画となるよう努めます。また、鍋田川への流出負担が増加しないよう配慮し、流域治水の観点も踏まえ、事業計画の検討を進めていきます。 今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、本事業で生じる排水により、周辺水域や地下水に影響を与えないよう、適切な排水管理が必要であることから、維持管理の観点も踏まえて、道路設計上の工学的・構造的な検討を行います。

表 7-2(3) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
三重県知事	個別的事項 3. 地盤沈下	
	東名阪自動車道の弥富・長島周辺は、軟弱地盤地区であることが懸念されるため、事業実施区域及びその周辺の地盤について入念的に調査を行ったうえで、ルート及び建設方法に十分配慮した計画とすること。	今後の詳細なルート・構造の検討に当たっては、東名阪自動車道の弥富・長島周辺は、軟弱地盤地区であることが懸念されるため、周辺の地盤について入念的に調査を行ったうえで、道路設計上の工学的・構造的な検討を行い、ルート及び建設方法に十分配慮した計画とします。
	個別的事項 4. 陸生生物・水生生物・生態系	
	木曽岬干拓地及びその周辺においては、繁殖するチュウヒやオオタカ、越冬するコチョウゲンボウ等、多くの鳥類が採餌等に利用しているほか、カモやシギ、チドリの生息場所であることから、これらの動物への影響を最小限に留めるルートとなるよう計画を検討すること。 また、今後の手続きにおいては、猛禽類の定点調査を重点的に行うなど、影響を最小限とするため、ルートや工法、工期設定に十分配慮した計画とすること。	木曽岬干拓地及びその周辺においては、繁殖するチュウヒやオオタカ、越冬するコチョウゲンボウ等、多くの鳥類が採餌等に利用しているほか、カモやシギ、チドリの生息場所であることから、これらの動物への影響を最小限に留めるルートとなるよう配慮し、計画を検討します。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	自然公園や鳥獣保護区等の地域について、生息分布する動植物及びその生息環境を十分に情報収集・精査すること。なお、希少種・希少環境が把握された場合においては、回避・低減を優先的に検討するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴くなど、希少種等保護に十分配慮した計画とすること。	自然公園や鳥獣保護区等の地域について、生息分布する動植物及びその生息環境を十分に情報収集・精査することに努めます。なお、希少種・希少環境が把握された場合においては、回避・低減を優先的に検討するとともに、必要に応じて有識者の意見を聴くなど、希少種等保護に十分配慮した計画とします。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	道路敷設に伴う野生動植物の分離、孤立化による個体群縮小の可能性についても、今後評価を検討すること。	動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	今後の手続きにおいては、自然環境に対する影響を最小限とする保全措置を検討するため、定量的な評価を行うなど、適切な評価方法を採用すること。	動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	個別的事項 5. 景観	
	周辺地区の景観との調和、眺望景観に配慮するとともに、事業実施想定区域に存在する樹林帯を可能な限り残置するなど、景観への影響を回避又は低減すること。	周辺地区の景観との調和、眺望景観に配慮するとともに、事業実施想定区域に存在する樹林帯を可能な限り残置するなど、景観への影響の回避又は低減に努めます。

表 7-2(4) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共 団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び 事業予定者の見解
三重県 知事	個別的事項 5. 景観 眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等も候補に含めるなど、選択肢を広く想定した上で主要な眺望点及び身近な視点場を選定し、景観への影響について調査及び予測を行うこと。	眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等の身近な視点場も候補に含めるなど、適切に主要な眺望点を選定した上で、景観への影響について調査及び予測を行います。 また、景観への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	個別的事項 6. 文化財 6. 文化財 今後の手続きにおいては、埋蔵文化財包蔵地について、関係機関から最新の情報を収集したうえで、事業による影響を予測及び評価すること。	事業実施区域が周知の埋蔵文化財を通過する場合、または工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法の規定に基づき、適切に対処します。
	個別的事項 7. その他 環境影響評価図書については、インターネット上での公表も含め、縦覧期間後も引き続き閲覧が可能とするなど、本事業に対する地域住民への理解を促進するとともに、利便性の向上に努めること。	環境影響評価手続中の環境影響評価図書については、縦覧期間終了後も都市計画決定権者のホームページで引き続き閲覧が可能とするなど、本事業に対する地域住民への理解を促進するとともに、利便性の向上に努めます。

表 7-2(5) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
一宮市長	1. 全般的事項 事業計画の検討に当たっては、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、環境影響について回避・低減に努めること。 方法書以降の手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ること。	事業計画の検討に当たっては、最新の知見や専門家の意見等を踏まえ、環境影響について回避・低減に努めます。 今後の環境影響評価手続きでは、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすく説明を行うとともに、説明に使用する資料の充実を図ります。
	2. 大気質・騒音及び振動等 ルート帯の中には住居が存在することから、本事業の実施により、大気汚染物質、騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、事業に伴う交通量予測の結果を考慮したうえで詳細なルート並びに調査、予測及び評価手法を決定すること。	今後の詳細なルートの検討にあたっては、計画交通量の推計結果を考慮します。なお、計画交通量については、環境影響評価準備書に記載します。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	3. 動物、植物及び生態系 動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見、事例等の収集を適切に行うこと。	動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて、最新の知見、事例等の収集を適切に行います。
	1. 全般的事項 事業の具体化にあたっては、環境配慮書に記載された自然的状況や社会的状況を十分に考慮し、事業実施想定区域付近に居住する住民や付近に生息する生態系への配慮を行い、周辺環境の保全に努めること。	事業の具体化にあたっては、環境配慮書に記載した自然的状況や社会的状況を十分に考慮し、事業実施想定区域付近に居住する住民や付近に生息する生態系への配慮を行い、周辺環境の保全に努めます。
	2. 大気環境 事業実施想定区域には、既存の集落が点在しており、事業の実施にあたっては大気質・騒音などによる生活環境への影響が懸念される。そのため、住民への丁寧な説明はもとより、生活環境への影響が最小限となるよう専門家等の知見を活用し事業を実施すること。	今後の環境影響評価手続きにあたっては、住民への丁寧な説明はもとより、生活環境への影響が最小限となるよう専門家等の知見を活用し事業を実施します。
稲沢市長	3. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系 事業実施想定区域には、水田などの農地が点在しており、多様な動植物が生育しているため、生態系への影響を十分に調査・研究したうえで事業計画を作成すること。	事業実施想定区域には、水田などの農地が点在しており、多様な動植物が生育しているため、事業計画の具体化にあたっては、生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。

表 7-2(6) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
稲沢市長	4. 景観及び人と自然との触れ合い活動の場 事業実施想定区域には、高層な建築物がなく田園風景が広がる箇所があり、景観や人と自然との触れ合い活動の場も含まれており、影響が懸念される。そのため、事業の実施にあたっては、これらへの影響が最小限となるよう、計画の段階から配慮を行うこと。	本事業の実施にあたっては、景観や人と自然との触れ合い活動の場への影響が最小限となるよう、今後の環境影響評価手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
愛西市長	事業実施想定区域には主要な景観資源が存在していることから、景観資源を損なうことのないよう十分配慮すること。 当市内において、天然記念物コウノトリの生息が確認されていることから、計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討するなど、生態環境への影響に配慮した事業計画とすること。	事業実施想定区域には主要な景観資源が存在していることから、景観資源を損なうことのないよう十分配慮します。 愛西市において、天然記念物コウノトリの生息が確認されていることから、事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価手続きにおいて、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施したうえで、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討するなど、生態環境への影響に配慮した事業計画とします。
	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めること。	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めます。
弥富市長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。 計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮します。 計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手続において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討します。
	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めること。	方法書の作成に当たっては、市民に分かりやすい内容となるよう努めます。

表 7-2(7) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
あま市長	1. 騒音、大気汚染、振動対策 事業実施想定区域には、当市の集落・市街地が存在しており、事業の実施により騒音、大気汚染、振動などの生活環境への影響が懸念されます。このため、防音壁や低騒音舗装、車線配置等により、住宅地への影響を抑える設計案を検討し具体的な設計に反映させるようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手續において、生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	2. 農地、水環境への配慮と生態系保全 事業想定区域には、田畑、水路、河川があり、事業の実施によりこれらの影響が懸念されます。このため、緑の緩衝帯や植栽計画等を設け、農地・水路・生物多様性の保護措置を事業計画に盛り込むようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手續において、動物、植物、生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	3. 景観、人と自然の触れ合いの場の保全 事業実施想定区域の周辺には景観資源や散策路等の人と自然のふれあいの場が存在しており、これらへの影響が懸念されます。このため、周辺環境との調和を図り、景観の保全や緑地・水辺空間等、人と自然がふれあえる場所への影響に配慮した事業計画とするようお願いします。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手續において、景観や人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
	4. その他 方法書以降の図書の作成に当たっては、地域住民や関係者の多様な意見に配慮し、わかりやすい図書となるようお願いします。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。
蟹江町長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手續において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。
	方法書の作成に当たっては、町民に分かりやすい内容となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。

表 7-2(8) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び事業予定者の見解
桑名市長	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮すること。	事業計画の具体化に当たっては、生活環境を損なうことのないよう十分配慮します。
	計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。	計画を具体化する際は、今後の環境影響評価の手續において、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置の検討を行います。
	方法書の作成に当たっては、市民にわかりやすい内容となるよう努めること。	配慮書の案に対する住民等の意見に配慮し、方法書を作成しました。また、今後の環境影響評価図書の作成に当たっても、わかりやすい内容となるよう努めます。
木曾岬町長	1. 全般事項	
	事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、出来る限り環境影響の少ない設計・計画とすること。また、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避と低減に努めること。	事業計画の検討にあたっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、出来る限り環境影響の少ない設計・計画とします。また、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避と低減に努めます。
	現地調査等の実施にあたっては、地域住民や土地所有者、その他関係者等に対し、丁寧な説明を実施するとともに積極的な情報の提供を行うこと。	現地調査等の実施にあたっては、地域住民や土地所有者、その他関係者等に対し、丁寧な説明を実施するとともに、必要に応じた積極的な情報の提供に努めます。
	方法書以降の手續きにおいては、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすい説明を行うとともに意見聴取の機会を適切に確保すること。	今後の環境影響評価の手續きにおいては、地域住民等に対し、事業計画及び環境に与える影響についてわかりやすい説明を行うとともに意見聴取の機会を適切に確保します。
	2. 大気環境	
	事業の実施により大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念されることから、周辺地域を含め、生活環境への影響に配慮した事業計画とすること。	事業計画の具体化にあたっては、今後の環境影響評価の手續において、生活環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、生活環境への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	3. 水環境	
	事業の実施により区域内に存在する河川の水質及び水底の底質に影響が生じないよう、河川の状況を十分に調査し、水質等の保全に努めること。	事業の実施により区域内に存在する河川の水質及び水底の底質に影響が生じないよう、河川の状況を十分に調査し、水質等の保全に努めます。

表 7-2(9) 地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者等の見解

地方公共 団体の長	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者及び 事業予定者の見解
木曾岬 町長	4. 動物、植物、生態系 動物、植物及び生態系に影響を与える可能性があることから、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家からの指導・助言を受けて適切な調査、予測及び評価手法を検討すること。	今後の環境影響評価の手続において、既存文献や先行事例に関する情報収集に努めるとともに、専門家からの指導・助言等を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、動物、植物及び生態系への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。
	5. 景観、人と自然との触れ合い活動の場 木曾三川河口部の美しい河川景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避・低減するため、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定のうえ評価を行うこと。	今後の環境影響評価の手続において、景観等への影響に係る評価が適切に行える眺望点を選定のうえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。 また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書第8章に記載しました。

第8章都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第1節 専門家等による技術的助言

環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家等による技術的助言を受けました。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容については、表 8-1 に示すとおりです。

表 8-1 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

項目	専門分野	技術的助言の内容
大気質	環境地理学 (大気汚染、 地球温暖化)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺における大気汚染物質の観測状況等を踏まえ、適切に大気質の調査を実施すること。
騒音 振動 低周波音	環境計画 社会音響学 建築音響学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
水質	地質学 岩石鉱物学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
動物(陸生動物) 生態系	動物 (動物生態学 ・鳥類)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・近年減少傾向にあるシギ・チドリ類等の生息に適した水田等の湿性草地が事業実施区域周辺に分布しているため、これらの湿性草地における水辺の鳥類の生息状況に留意すること。 ・事業の実施によりチュウヒのねぐらや営巣地となっていると考えられる木曽川沿いのヨシ原や木曽岬干拓地を改変しないのであれば、調査地点を木曽川沿いに配置する必要はない。
動物(陸生動物) 生態系	自然史学 (生物多様性学)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺は水田地帯であり、ナゴヤダルマガエルが普通に生息している地域である。 ・事業実施区域及びその周辺において、ニホンアカガエルの局所的な生息情報があるため、留意して調査を実施すること。
動物(水生動物) 生態系	生物学(生態学・ 動物学・ 水環境学)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺の水田地帯においては、カワバタモロコの生息状況に留意して調査を実施すること。
植物 生態系	植物分類学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺は水田が広く分布する地域であり、植物相の調査時期は春季・夏季・秋季、植物群落の調査時期は夏季～秋季で問題ない。なお、植物相の春季調査は、水田の耕起前に実施することが望ましい。 ・事業実施区域及びその周辺において、環境影響評価で対象にするような重要な蘚苔類の生育はないと考えられるため、蘚苔類を対象とした調査は不要である。ただし、水田環境を特徴づけるイチョウウキゴケについては、維管束植物を対象とした植物調査において、生育状況の把握に努めること。
景観 人と自然との 触れ合いの活動 の場	建築学 建築史・意匠	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺における田園風景に留意して調査を実施すること。

第2節 環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目について、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日建設省令第 10 号）、「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日建設省令第 19 号）（以下、「国土交通省令」といいます。）に基づきつつ、「国土技術政策総合研究所資料第 714 号 土木研究所資料第 4254 号 道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「国土技術政策総合研究所資料第 1322 号 道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和 7 年度版）」（令和 7 年 6 月 国土交通省国土技術政策総合研究所）（以下、「技術手法」といいます。）を参考の上、「環境影響評価指針」（平成 11 年 5 月 28 日、愛知県告示 445 号）及び「三重県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 5 月 25 日、三重県告示第 274 号）を勘案し、配慮書での検討結果及び配慮書に対する国土交通大臣意見、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

本事業に係る環境影響評価の項目及びその選定理由は、表 8-2 に示すとおりです。

環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、土壌、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等に係る項目としました。

第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

前節において選定した環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は、表 8-3 に示すとおりです。

表 8-2 環境影響評価の項目及びその選定理由

影響要因の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由		
環境要素の区分	建設機械の稼働	資材及び車両の運搬	工作物の除去	切土・盛土・土工等又は既存の施設	工事用道路等の設置	汚染土壌等の観測等	掘削式（掘削式）の存在	道路（掘削式）の存在	道路（掘削式）の存在		自動車の走行	休憩所の供用
環境要素の区分	大気環境	二酸化炭素 浮遊塵状物質	●	○						○		事業実施区域及びその周辺には、住民等が存在するため、工事の活動（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る二酸化炭素及び浮遊塵状物質による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、又該調査に基づき検討を行う必要があることから選定します。
	騒音	騒音	○	○						○		事業実施区域及びその周辺には、住民等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬）に係る騒音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	振動	振動	○	○						○		事業実施区域及びその周辺には、住民等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬）に係る振動による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	低周波音	低周波音	○	○						○		事業実施区域及びその周辺には、住民等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬）に係る低周波音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	水環境	水質			●						○	事業実施区域及びその周辺には、日光川及び柳田川等の公共用水域が存在するため、工事の実施（切土・盛土等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る水質（水の濁り）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		水の濁り									○	事業実施区域及びその周辺には、日光川及び柳田川等の公共用水域が存在するため、工事の実施（切土・盛土等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る水質（水の濁り）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		水の汚れ									○	事業実施区域及びその周辺には、日光川及び柳田川等の公共用水域が存在するため、工事の実施（切土・盛土等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る水質（水の汚れ）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
		水の富栄養化									○	事業実施区域及びその周辺には、日光川及び柳田川等の公共用水域が存在するため、工事の実施（切土・盛土等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る水質（水の富栄養化）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	土壌に係る環境	土壌					●				●	事業実施区域及びその周辺には、汚染土壌が存在するため、工事の実施（汚染土壌等の観測等）に係る土壌汚染の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	動物	自然阻害								○		事業実施区域及びその周辺には、自然阻害が存在し、かつ対象道路は掘削式（掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。
環境要素の区分	植物	重要な植及び注目すべき生息地							○			事業実施区域及びその周辺には、重要な植及び注目すべき生息地（掘削式又は掘削式、掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。
		重要な植及び注目すべき生息地							○			事業実施区域及びその周辺には、重要な植及び注目すべき生息地（掘削式又は掘削式、掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。
	生動物	重要な植及び注目すべき生息地							○			事業実施区域及びその周辺には、重要な植及び注目すべき生息地（掘削式又は掘削式、掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。
		重要な植及び注目すべき生息地							○			事業実施区域及びその周辺には、重要な植及び注目すべき生息地（掘削式又は掘削式、掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。
	景観	重要な植及び注目すべき生息地							○			事業実施区域及びその周辺には、重要な植及び注目すべき生息地（掘削式又は掘削式、掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。
		重要な植及び注目すべき生息地							○			事業実施区域及びその周辺には、重要な植及び注目すべき生息地（掘削式又は掘削式、掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。
	人と自然との関係	重要な植及び注目すべき生息地							○			事業実施区域及びその周辺には、重要な植及び注目すべき生息地（掘削式又は掘削式、掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。
		重要な植及び注目すべき生息地							○			事業実施区域及びその周辺には、重要な植及び注目すべき生息地（掘削式又は掘削式、掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。
		重要な植及び注目すべき生息地							○			事業実施区域及びその周辺には、重要な植及び注目すべき生息地（掘削式又は掘削式、掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。
		重要な植及び注目すべき生息地							○			事業実施区域及びその周辺には、重要な植及び注目すべき生息地（掘削式又は掘削式、掘削式）の存在により、環境影響評価の項目として選定します。

“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の技術手法に掲載されている項目、“△”印は国土交通省令に示されている参考項目、“(○)”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の技術手法に掲載されている項目、“(●)”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の技術手法に掲載されている項目、“(△)”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の技術手法に掲載されている項目を示す。

この表において各用語の定義は、以下に示すとおりである。

切土工等：切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

注3)

[illegible]

表 8-3 (1) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目 の区分	当該項目に係る 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
				調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状 物質	対気道路の基本的 な道路構造は、嵩上 式を計画しているま す。また、インター チェンジ及びジャン クションの設置を計 画しています。 工事の実施による 建設機械の稼働に伴 う二酸化窒素、浮遊 粒子状物質の影響が 考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲 は、市街化区域及び市街化調整 区域となっており、住宅用地及 び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小 学校が13箇所、中学校が8箇所、 高等学校が4箇所、特別支援学 校が1箇所、各種学校が2箇所、 幼稚園が2箇所、保育所が16箇 所、認定こども園が3箇所、病 院が2箇所、福祉施設が46箇所立 地しています。 将来の住宅地の面整備計画に 関する公表資料はありません。	1. 調査すべき情報 1) 大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子 状物質の濃度） 2) 気象の状況（風向、風速、日射量及び放射収支量又は 雲量） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 現行資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監 視測定局の測定結果を収集・整理することにより行いま す。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7 月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法 ・「大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子 状物質の濃度）」（昭和48年5 月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法 2) 気象の状況 現行資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監 視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理するこ とにより行います。 現地調査は、気象の状況については、下記に示す指針 に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）等による観測 方法	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国研資料第714号 2.5）に記載の ブルーム式及びび式を用いて、年平均値を予測し ます。 2. 予測地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内にお いて住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立 地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事 施工ヤーードの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予 想される時期とします。	1. 調査又は評価に係る評価 二酸化窒素に係る評価は、二酸化窒素に係る環境基準に ついて（昭和53年7月11 日 環境庁告示第38号）、浮 遊粒子状物質については「大 気の汚染に係る環境基準に ついて」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）との整 合が図られているかどうか を評価します。	技術手法を参 考の上、事業特性 及び地域特性並 びに専門家の助 言による技術的助 言を踏まえて選定 しました。
	大気質						

表 8-3(2) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目	当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
大気質	環境要素 の区分 二酸化窒素 浮遊粒子状 物質	工事の実施 (資材及び機 械の運搬に 用いる車 両の運行)	対象道路の基本的 な道路構造は、基上 式を計画しているま す。また、インター チェンジ及びジャン クションの設置を計 画しています。 工事の実施による 資材及び機械の運搬 に伴う二酸化窒素、 浮遊粒子状物質の影 響が考えられます。	1. 調査すべき情報 1) 大気質の状況 (二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子 状物質の濃度) 2) 道路の状況 (風向、風速) 3) 道路の状況 (交通量、走行速度) 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監 視測定局の測定結果を収集・整理することにより行いま す。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7 月11日 環境庁告示第38号)に規定された測定方法 ・「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5 月8日 環境庁告示第25号)に規定された測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監 視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理するこ とにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」(2002年 気象庁)による観測方 法 3) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計 測等で把握します。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号 2.6)に記載の プログラム式及びパプスを用いて、年平均値を予測し ます。 2. 予測地点 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内にお いて住居等が存在する、あるいは住居等の将来的な 地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事 用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既 存道路の道路の状況と勘案し、既存道路の代表的な 断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 工事用車両の平均日交通量が最大になると予想さ れる時期とします。	1. 回遷又は仕減に係る評価 資材及び機械の運搬に用 いる車両の運行に係る二酸 化窒素及び浮遊粒子状物質 に関する影響が、事業者によ り実行可能な範囲内ででき る限り回避され、又は低減さ れており、必要に応じてその他 の項目の配慮が適正になさ れているかどうかについて、 見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性 の検討 二酸化窒素については「二 酸化窒素に係る環境基準に ついて」(昭和53年7月11 日 環境庁告示第38号)、浮 遊粒子状物質については「大 気汚染に係る環境基準に ついて」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)との整 合が図られているかどうか を評価します。	技術手法を参 考の上、事業特性 及び地域特性並 びに専門家等 による技術的助言 を踏まえて選定 しました。

表 8-3(3) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目	当該項目に關連する 事業特性	当該項目に關連する 地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状 物質	対象道路の基本的な道路構造は、断面式を計画している。また、インジェクションの設置を計画している。 対象道路を走行する自動車からの排出ガスによる二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられる。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられる。 事業実施区域においては、小・中学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地している。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。	1. 調査すべき情報 1) 大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2) 気象の状況（風向、風速） 3) 道路の状況（交通量、走行速度） 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果等を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法 ・「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）による観測方法 3) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号 2.1）に記載の「技術手法」及び「評価式」を用いて、年平均値を予測します。 2. 予測地域 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 予測地域において、道路構造、交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。なお、高架構造である対象道路の近傍に中高層住居等が存在する場合は、必要に応じて対象道路の高さと同等の高さを設定します。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回遷又は回遷に係る評価 自動車走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減される限り、必要に応じてその他の方法により環境の保全に資しているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）との整合性が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づき、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (4) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	環境要素の区分	項目	当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
大気質	粉じん等	当該項目の基本的な道路構造は、嵩上式を計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられる。事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育園が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地している。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。	1. 調査すべき情報 1) 気象の状況 (風向、風速) 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」(2002年 気象庁) による観測方法 3. 調査地点 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地点を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺 (調査地域の目録) のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、異常年設定等に必要期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号 2.3) に記載の事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測します。 2. 予測地点 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 建設機械が稼働する区域の予断面における工事施工ヤーの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 予断の区分ごと環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る粉じん等に関する影響が、事業により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減される限り、必要に応じて他の方法により環境の保全に資しているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「スバイクタイヤ粉じん」の発生防止に関する法律の施行について(平成2年7月3日、議大自第84号)に示されるスバイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要ない地域(10t/㎥/月)と推定され、又は低減される限り、必要に応じて他の方法により環境の保全に資しているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づき、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
		当該項目の基本的な道路構造は、嵩上式を計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。	1. 調査すべき情報 1) 気象の状況 (風向、風速) 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」(2002年 気象庁) による観測方法 3. 調査地点 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地点を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺 (調査地域の目録) のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、異常年設定等に必要期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号 2.4) に記載の事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測します。 2. 予測地点 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 建設機械が稼働する区域の予断面における工事施工ヤーの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 予断の区分ごと環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る粉じん等に関する影響が、事業により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減される限り、必要に応じて他の方法により環境の保全に資しているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「スバイクタイヤ粉じん」の発生防止に関する法律の施行について(平成2年7月3日、議大自第84号)に示されるスバイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要ない地域(10t/㎥/月)と推定され、又は低減される限り、必要に応じて他の方法により環境の保全に資しているかどうかについて、見解を明らかにします。		

表 8-3 (5) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	調査の手法		予測の手法		評価の手法	手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分								
騒音	騒音	工事の実施 （建設機械 の稼働）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、インジェクションの設置を計画している。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くなっています。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 騒音の状況 事業実施区域及びその周囲において、令和6年度に桑名市及び木曽町町の5地点で一般環境騒音の測定が行われています。 測定結果はすべての地点・時間区分で環境基準を達成しています。 3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域が指定されています。また、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する地域指定及び時間区分が指定されています。	1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況 2) 地表面の状況（草地、裸地、芝地、舗装地の区分） 2. 調査の基本的な手法 現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第一号）に規定する方法により行います。 2) 地表面の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3. 調査地域 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注）図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考える日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2) 地表面の状況 地表面の状況を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号4.2）に記載の「音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の予測モデル：ASTY ON-Model）」を用いて、騒音レベルの90%レンジの上端値（ L_{90} ）等を予測します。 2. 予測地域 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴い発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地境界線を予測地点として設定します。なお、予測高さは、原則として地上1.2mとします。なお、高架構造区間の近傍に中高層住居等が存在する場合は、必要に応じて高架構造物等と同等の高さについても予測高さを設定します。 4. 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1. 調査又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全について配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第一号）及び「国民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日愛知県条例第7号）との整合性が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家の意見を踏まえ、技術的助言を踏まえて選定しました。		

表 8-3 (6) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目	環境要素 の区分	影響要因 の区分	当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
						調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音		騒音	工事の完成 (資材及び 機械の運搬 に伴う騒音 の運行)	対象道路の基本的な道路構造は、黒上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による資材及び機械の運搬に伴う騒音の運行に伴う騒音の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 騒音の状況 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び舞江町で令和6年度に7地点、桑名市で令和5年度に1地点、飛鳥村で令和4年度に1地点で道路交通騒音の測定が行われています。測定結果は、9地点のうち7地点において要請限度以下となっています。 3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る面整備計画の指定区域が指定されています。また、自動車騒音の指定区域及び時間区分が指定されています。	1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況 (等価騒音レベル) 2) 道路の状況 (交通量、走行速度、舗装の種類等) 3) 沿道の状況 (地表面の種類) 2. 調査の基本的な手法 1) 現地調査により行います。 現地調査は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 沿道の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3. 調査地域 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、道路の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺 (調査地域の目安) のうち、上記を満たす地点を予定します。 5. 調査期間等 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の資材及び機械の運搬に伴う騒音の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2) 道路の状況 交通量及び走行速度、舗装の種類等については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる口とします。 3) 沿道の状況 沿道の状況を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号、4.3)に記載の音の伝搬理論に基づく予測式(既存道路の現況の等価騒音レベルに、工事用車両の影響を加味した式)を用いて、等価騒音レベル(L_{eq})を予測します。 2. 予測地域 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を確認し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.2mとします。 4. 予測対象時期等 工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。	1. 回遷又は伝搬に係る評価 資材及び機械の運搬に伴う騒音の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減される方法により環境の保全に役立てられるかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)との整合性が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づき、技術手法を参考の上、事業特性並びに地域特性並びに技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (7) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目	当該項目に係る 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
				調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音 の区分	対象道路は、4車線、設計速度100km/hで計画されており、基本的な道路構造は、基幹式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。	1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況 (等価騒音レベル) 2) 道路の状況 (交通量、走行速度、舗装の種類等) 3) 沿道の状況 (住居等の平均階数及び地表面の種類) 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計画等で把握します。 3) 沿道の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第1322号 4.1)に記載の章の伝播理論に基づく予測式(ASJ RIN-Model)を用いて、道路交通騒音の予測モデル(ASJ RIN-Model)を用いて、等価騒音レベル (L_{eq}) を予測します。 2. 予測地点 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 原則として予測地域の代表断面において、幹線道路近接空間及び背後地*の各々に設定します。 代表断面は、予測地域において、道路構造、交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して設定します。 予測高さは、幹線道路近接空間及び背後地における住居等の住居等の各階の平均的な高さを設定します。 ※ 幹線道路近接空間及び背後地：「騒音に係る環境基準」に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間とその背後地 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回遷又は低減に係る評価 自動車等の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減される限り、又は低減される方法により、騒音の低減に必要と認められるかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)との整合性が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、見識等での検討結果、事業特性並びに地元等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (3) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目	手 法				手法の選定理由			
		環境要素 の区分	影響要因 の区分	当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性				
振動	振動	振動	工事の実施 (建設機械 の稼働)	対象道路の基本的な道路構造は、橋上式を計画していません。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。 工事の実施による建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。 2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲において、一般環境振動に関する公表資料はありません。 3. 法令等により指定された地域・規制内区域等の状況 事業実施区域及びその周囲において、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する地域指定及び時間区分が指定されています。 4. 地盤の状況 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。	1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 (振動レベル) 2) 地盤の状況 (地盤種別) 2. 調査の基本的な手法 1) 振動の状況 既存資料調査及び現地調査により行います。 現地調査は「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)に規定される測定方法により行います。 2) 地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図 (表層地質図) 等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地盤の状況について把握します。 3. 調査地点 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。なお、昼間及び夜間の区分毎に1時間当り1回の測定を4回以上行います。 2) 地盤の状況 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査時期等は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号6.2)に記載の事例の引用又は解析により得られた振動の伝播理論に基づき予測式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値 (L ₉₀) 等を予測します。 2. 予測地域 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 建設機械が稼動する区域の予測断面における特定建設作業に伴い発生する振動の規制に関する基準位置の敷地境界線を予測地点として設定します。 4. 予測対象時期等 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 1) 振動規制法施行規則 (昭和51年11月10日総理府令第58号) 及び「国民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日愛知県条例第7号) に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準との整合性が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (9) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境影響 の大区分	項 目	当該項目に關連する 事業特性	当該項目に關連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
				調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。 工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が考えられます。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。	1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 (振動レベル) 2) 道路の状況 (交通量、走行速度) 3) 地盤の状況 (地盤種別) 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号) 第二編考4及び7に規定する測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査を行います。 3) 地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図 (表層地質図) 等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地形の状況について把握します。 3. 調査地域 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において、一宮市及び津江町で令和6年度に7地点で、木曽町で令和5年度に2地点で道路交通振動の測定が行われています。測定結果は、すべての地点において要請限度以下となっています。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号 6.3) に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L ₉₀)を予測します。 2. 予測地域 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において、住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線を予測地点として設定します。 4. 予測対象時期等 工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。	1. 回還又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で限り回避され、又は低減される方法により環境の保全に資しているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号) に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づき、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家の技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (11) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の区分	項目	当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
				調査の手法	予測の手法	評価の手法	
環境要素 の区分	環境要素 の区分						
	低周波音	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画している。また、インジェクションの設置を計画している。 対象道路を走行する自動車の低周波音の影響が考えられる。	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられる。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地している。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。	1. 調査すべき情報 1) 低周波音の状況 2) 住居等の位置 2. 調査の基本的な手法 現地調査により行います。 1) 低周波音の状況 現地調査は、低周波音の測定に関するマニュアル等を参考に行います。 2) 住居等の位置 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3. 調査地点 道路構造が嵩上式であり、低周波音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域における低周波音の状況、住居等の位置を把握できる箇所に設定します。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。 (対象道路の道路構造の詳細が未確定であるため、橋若しくは高架の具体的な位置は示していません。)	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号5.1)に記載の既存調査結果より導かれた予測式を用いて低周波音圧レベルを予測します。 2. 予測地域 道路構造が嵩上式であり、低周波音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 予測地域において、橋若しくは高架の上部工形式又は交通条件が変化することにより区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定します。 予測高さは、当該代表断面における住居等の位置の地上1.2mを原則とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回還又は低減に係る評価 自動車の走行に係る低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されるか、必要に応じて他の方法により環境の保全に資しているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「環境省による一般環境中の低周波音の測定結果」(一般環境中に存在する低周波音圧レベル:1~80Hzの50時間率音圧レベル L_{eq} で90dB)及び「ISO 7196に規定されたG特性低周波音圧レベル」(1~20HzのG特性5%時間率音圧レベル L_{eq} で100dB)との整合が図られているかどうかを検討します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

表 8-3 (12) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	環境要素の区分	項目	当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
水質	水の濁り	工事の実施（切土工等）又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、インテークチェンジ及びジャンクシンの設置を計画している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 水象の状況（河川の流量、流向及び流速） 2) 水象の状況 現地調査により行います。 2. 調査の基本的な手法 1) 現地調査は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）等に規定される測定方法に準拠して行います。 2) 水象の状況 現地調査は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日 各都道府県知事・政令市長等が環境庁水質保全局長通達）等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。 4. 調査地点 調査地域において水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 類似事例を用いて推定する方法。 若しくは計算による方法により、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に伴い発生する水の濁りの程度を予測します。 2. 予測地域 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。 3. 予測地点 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。 4. 予測対象時期等 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの環境影響が最大となる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 切土工等、工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業若しくはより実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が図られているかどうかを評価します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考とし、事業特性及び地域特性並びに専門家の助言による技術的助言を踏まえて選定しました。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在（休憩所の供用）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上げを計画している。また、休憩所の設置を検討している。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、水母川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川川用水の用水路や排水路が広く整備されています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の底面に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。 3. 調査地域 汚水を排出する公共用水域とします。 4. 調査地点 汚水を排出する地点とします。 5. 調査期間等 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。 2. 予測地域 汚水を排出する公共用水域とします。 3. 予測地点 汚水を排出する地点とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準にわたる配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上限排水基準との整合が	

表 8-3 (13) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目	当該項目に係る 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
				調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	環境要素 の区分	当該項目に係る 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
	水質	対象道路の基本的な道路構造は、橋上式を計画しています。また、休憩所の設置を検討しています。	1. 水質の状況 事業実施区域及びその周囲において、水質川水系及び目黒川水系の河川が伊勢湾に注いで流下している。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。事業実施区域においては、主な河川として目黒川、光室川、三宅川、目黒川、善太川、鍋田川、後川が流下しています。	1. 調査すべき情報 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の全量 2) 排出先は、全量環境基準 3) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の全量 4. 調査地点 汚水を排出する公共用水域とします。	1. 予測の基本的な手法 休憩所に設置される施設別汚水 量及び施設別汚水の水質の原単位を 用いて、原単位法による計測によ り、休憩所から公共用水域へ排出さ れる汚水含有量、汚水含有量を予測し ます。	1. 回復又は低減に係る評価 休憩所の供用に関する影響 等が、事業により実行可能 な範囲内でできる限り回避 され、又は低減されており、 必要に応じてその他の方法に より環境の保全にわたる 配慮が適正にわたる かどうかについて、見解を明 らかにします。	技術手法を参 考の上、事業特 性及び地域特性 並びに専門家等 による技術的助 言を踏まえて選 定しました。
土壌	土壌	対象道路の基本的な道路構造は、橋上式を計画しています。また、インテグレーション及びジャンクションの設置を計画しています。	1. 土壌の状況 事業実施区域及びその周囲において、愛知県東海北側に ては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌 が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在し ています。愛知県東海南側においては、グライ土壌、細 粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布してい ます。	1. 調査すべき情報 1) 土壌汚染の現状 (有害物質の種類、含有量、溶出量) 2) 地下水汚染の現状 (有害物質の種類、濃度、地下水位等) 2. 調査の基本的な手法 既存資料を整理する方法により行います。 土壌汚染の現状及び地下水汚染の現状に関する情報は、現地調査を行いま す。 資料では不足すると判断される場合には、現地調査を行います。	1. 予測の基本的な手法 対象道路事業による土壌の形質 変更や地下水の改変などにより、土 壌汚染・地下水汚染の問題が生じる 行為・要因を明らかにすることによ り定性的に予測します。	1. 回復又は低減に係る評価 土壌汚染等の規制等に保 存する土壌に関する影響が、事業 者により実行可能な範囲内 でできる限り回避され、又は 低減されており、必要に応じ その他の方法により環境の 保全にわたる配慮が適正 にわたるかどうかにか ついて、見解を明らかにしま す。	技術手法を参 考の上、事業特 性及び地域特性 並びに専門家等 による技術的助 言を踏まえて選 定しました。
	土壌	対象道路の基本的な道路構造は、橋上式を計画しています。また、インテグレーション及びジャンクションの設置を計画しています。	2. 土壌汚染の状況 事業実施区域及びその周囲において、令和 5 年度に 一宮市の 1 地点で土壌中ダイオキシン類濃度の調査が 行われており、環境基準を達成しています。 また、事業実施区域に土壌汚染対策法に基づき形質 変更時必要届出区域が愛西市に 1 件存在しています。	3. 調査地点 事業実施区域において、土壌汚染・地下水汚染が存在するお それがある土壌の形質変更や地下水の改変などを行う地域と します。	2. 予測地点 土壌の形質変更や地下水の改変 などによる環境影響を適切に把握 しうる地点とします。	2. 基準又は目標との整合性 の検討 「土壌汚染に係る環境基 準について」(平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号)、 「地下水の水質汚濁に係る 環境基準について」(平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号)、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)、「ダイオ キシン類による大気汚染、 水質汚濁(水底の底質の汚 染を含む)及び土壌の汚染 に係る環境基準」(平成 11 年 12 月 17 日 環境庁告示第 65 号)との整合性が図られてい るかどうかを評価します。	技術手法を参 考の上、事業特 性及び地域特性 並びに専門家等 による技術的助 言を踏まえて選 定しました。

表 8-3 (14) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目	当該項目に関連する 事業特性		当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
		環境要素 の区分	影響要因 の区分		調査の手法	予測の手法	評価の手法	
その他の 環境要素	日照障害	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。	土地又は工作物の存在及び使用(道路(嵩上式)の存在)	1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲において、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。	1. 調査すべき情報 1) 土地利用の状況(住居等の立地状況、周辺地域に著しい日影の影響を及ぼす中高層建築物の位置) 2) 地形の状況(住居等の立地する土地の高さや傾斜、著しい日影の影響を及ぼす地形の位置) 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。	1. 予測の基本的な手法 太陽高度・方位及び高架構造物の方位・高さ等から、1時間ごとの等時間の日影線の範囲を計算して求め、等時間日影図を作成することにより予測します。 2. 予測地域 調査地域のうち、住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。 3. 予測地点 予測地域のうち、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地域との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点に設定します。 予測高さは、住居等の保全対象で最も日影の影響が大きいとなる居住階の高さとし、 4. 予測対象時期等 原則として、高架構造物等の設置が完了する時期の冬至日とします。	1. 回避又は低減に係る評価 道路(嵩上式)構造は、高架構造物の存在に係る日照障害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減される方法により隣地の保全にわたっているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等にかかる費用負担について(昭和51年2月23日建設省計用発第4号)」において示されている日陰時間との整合が図られているかどうかを検討します。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

[illegible]

表 8-3 (17) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境影響 の大区分	項目	環境要素 の区分	当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
					調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	環境要素の区分	対象道路の基本的な道路構造は、基幹式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周辺の河川において、木曾川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。鍋田川等の河川が流下しています。	1. 調査すべき情報 ① 動植物その他の自然環境に係る状況 ・ 動物種の状況 ・ 植物種の状況 ・ その他の自然環境に係る状況 ② 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・ 注目種・群集の生態 ・ 注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・ 注目種・群集の分布 ・ 注目種・群集の生息・生育の状況 ・ 注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、「動物」「植物」の調査が実施されているものは、当該調査結果を利用します。 ① 動植物その他の自然環境に係る状況 ・ 動物種の状況 ・ 植物種の状況 ・ 現地調査は、個体や痕跡等の目視や聴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・ その他の自然環境に係る状況 ・ 現地調査は、主要な地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。 ② 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・ 注目種・群集の生態、注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・ 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・ 注目種・群集の分布、注目種・群集の生息・生育の状況 ・ 現地調査は、個体や痕跡等の目視や聴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・ 注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 ・ 現地調査は、生息・生育環境について、注目種・群集の生息の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を把握確認することを基本とします。	1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。次に、それらが注目種・群集の生息・生育基盤の喪失化及び地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生息環境に注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。	1. 回避又は低減に係る評価 事業の実施に係る生態系に関する影響が、事業者に実行可能な範囲内ででき、限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全に努めているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮事での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
			土地又は工作物の存在及び供用(道路(地裁式、高上式)の存在)	1. 水象の状況 事業実施区域及びその周辺の河川において、木曾川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。鍋田川等の河川が流下しています。	1. 調査すべき情報 ① 動植物その他の自然環境に係る状況 ・ 動物種の状況 ・ 植物種の状況 ・ その他の自然環境に係る状況 ② 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・ 注目種・群集の生態 ・ 注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・ 注目種・群集の分布 ・ 注目種・群集の生息・生育の状況 ・ 注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、「動物」「植物」の調査が実施されているものは、当該調査結果を利用します。 ① 動植物その他の自然環境に係る状況 ・ 動物種の状況 ・ 植物種の状況 ・ 現地調査は、個体や痕跡等の目視や聴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・ その他の自然環境に係る状況 ・ 現地調査は、主要な地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。 ② 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・ 注目種・群集の生態、注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・ 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・ 注目種・群集の分布、注目種・群集の生息・生育の状況 ・ 現地調査は、個体や痕跡等の目視や聴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・ 注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 ・ 現地調査は、生息・生育環境について、注目種・群集の生息の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を把握確認することを基本とします。	1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。次に、それらが注目種・群集の生息・生育基盤の喪失化及び地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生息環境に注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。	1. 回避又は低減に係る評価 事業の実施に係る生態系に関する影響が、事業者に実行可能な範囲内ででき、限り回避され、又は低減され、必要に応じてその他の方法により環境の保全に努めているかどうかについて、見解を明らかにします。	

表 8-3(19) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

[illegible]

表 8-3(20) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目	環境要素 の区分	当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
					調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然 との触れ 合いの活 動の場		主要な人と 自然との触 れ合いの活 動の場	対象道路の基本的 な道路構造は、嵩上 式を計画していま す。また、インター チェンジ及びジャン クションの設置を計 画しています。 対象道路の存在に より、主要な人と自 然との触れ合いの活 動の場への影響が考 えられます。	1.人と自然との触れ合いの活 動の場の状況 事業実施区域及びその周囲 には、100箇所の人と自然との 触れ合いの活動の場が存在し ています。 事業実施区域には、相ノ川 緑地帯、弥富野鳥園、佐織地区 ウォーキングコース、ドマツ所 (晴陽橋コース) など8箇所 の人と自然との触れ合いの活 動の場が存在しています。 なお、上記のうち、弥富野鳥 園には、静寂性を要する人と 自然との触れ合い活動（バー ドウォッチング）の場が含ま れています。 2.法令等により指定された地 域・規制内容等の状況 事業実施区域には、水郷県 立自然公園が存在していま す。	1.調査すべき情報 1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の 状況及び利用環境の状況 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布 ・利用の状況 ・利用環境の状況 2.調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況に関 する情報は、文献・資料では不足すると判断される場合には、 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の管理者や関係地 方公共団体に対してヒアリングを行い、必要な情報を確認 します。 現地調査では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を 取り巻く自然資源の状況、写真撮影により視覚的に把握し ます。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場におい て行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把 握します。 3.調査地域 事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲を目安と し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布する地域 とします。 4.調査地点 現地調査の地点は、人と自然との触れ合いの活動の場が存 在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される 地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や 快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定しま す。 注) 図 8-5 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目 安）のうち、上記を満たす地点を予定します。 5.調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時 期とします。 現地調査の調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の 特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自 然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場 の利用状況（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に 把握できる期間、時期及び時間帯とします。	1.予測の基本的な手法 1) 自動車等の走行 事業実施区域ととの位置関係から、影響の可能性を 示すことにより定性的に予測します。 2.予測地域 調査地域のうち、バードウォッチング等、特に静 寂性を要する活動が行われている主要な人と自然と の触れ合い活動の場が分布する地域とします。 3.予測対象時期等 対象道路の完成時において、人と自然との触れ合 いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活 動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自 然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期） を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場 に及ぼす影響を明らかにする上で必要な時期としま す。	1.回避又は低減に係る評価 自動車等の走行に係る人と 自然との触れ合いの活動の 場に関する影響が、事業者によ り実行可能な範囲内でで き限り回避され、又は低減 されており、必要に応じてそ 他の方法により環境の保全 についての配慮が適正にな っているかどうかについて 、見解を明らかにします。	技術手法を参 考の上、事業特性 及び地域特性並 びに専門性等に よる技術的助言 を踏まえて選定 しました。

表 8-3 (21) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	環境要素の区分	項目	影響要因の区分	当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	調査の手法	予測の手法	評価の手法	手法の選定理由
地域の歴史的文化的特性を生かした状況	地域の歴史的文化的特性を生かした状況	対象道路の基本的な道路構造は、湖上式を計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。	工事施工ヤード、工事用道路等の設置により、地域の歴史的文化的特性を生かした状況への影響が考えられます。		1. 地域の歴史的文化的特性を生かした状況 事業実施区域及びその周囲には、国指定史跡が2件、国型銘名勝地関係が1件、各県指定史跡が3件、各県指定天然記念物が6件、各市・町・村指定史跡が44件、各市・町・村指定自然記念物が50件存在しています。さらに、国指定建造物が16件、登録有形文化財(建造物)が42件、各県指定建造物が4件、各市・町・村指定建造物が27件存在し、国指定無形民俗文化財が2件、記録作成等の特権を認むべき無形民俗文化財が2件、各県指定有形民俗文化財が3件、各県指定無形民俗文化財が4件、各市・町・村指定有形民俗文化財が13件、各市・町・村指定無形民俗文化財が60件存在しています。なお、重要文化財の景観は調査区域内に存在していません。	1. 調査すべき情報 1) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況 2. 調査の基本的手法 対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の現状の把握に必要と認められる場合には、現地調査による視覚的把握を行います。 3. 調査地点 対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の範囲における地域の歴史的文化的特性を生かした環境が分布する地域とします。 4. 調査期間等 調査期間等は、最新の文書を入手可能な時期とします。	1. 予測の基本的手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域との重なり合いにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の位置及び程度を把握します。 2. 予測地点 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域とします。 3. 予測対象時期等 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにするため必要な時間とし、工事の実施期間とします。	1. 予測の基本的手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域との重なり合いにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の位置及び程度を把握します。 2. 予測対象時期等 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにするため必要な時間とし、工事の実施期間とします。	「環境影響評価指針」(平成11年5月28日、愛知県告示第445号)を参照し、事業特性及び地域特性に基づき、適切な手法を選定しました。
土地又は建築物の存在及び利用(道路、橋梁、上下水道、上下水道)	土地又は建築物の存在及び利用(道路、橋梁、上下水道、上下水道)	対象道路の基本的な道路構造は、湖上式を計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。	工事施工ヤード、工事用道路等の設置により、地域の歴史的文化的特性を生かした状況への影響が考えられます。		1. 地域の歴史的文化的特性を生かした状況 事業実施区域及びその周囲には、国指定史跡が2件、国型銘名勝地関係が1件、各県指定史跡が3件、各県指定天然記念物が6件、各市・町・村指定史跡が44件、各市・町・村指定自然記念物が50件存在しています。さらに、国指定建造物が16件、登録有形文化財(建造物)が42件、各県指定建造物が4件、各市・町・村指定建造物が27件存在し、国指定無形民俗文化財が2件、記録作成等の特権を認むべき無形民俗文化財が2件、各県指定有形民俗文化財が3件、各県指定無形民俗文化財が4件、各市・町・村指定有形民俗文化財が13件、各市・町・村指定無形民俗文化財が60件存在しています。なお、重要文化財の景観は調査区域内に存在していません。	1. 調査すべき情報 1) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況 2. 調査の基本的手法 対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の現状の把握に必要と認められる場合には、現地調査による視覚的把握を行います。 3. 調査地点 対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の範囲における地域の歴史的文化的特性を生かした環境が分布する地域とします。 4. 調査期間等 調査期間等は、最新の文書を入手可能な時期とします。	1. 予測の基本的手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域との重なり合いにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の位置及び程度を把握します。 2. 予測地点 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域とします。 3. 予測対象時期等 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにするため必要な時間とし、工事の実施期間とします。	1. 予測の基本的手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域との重なり合いにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の位置及び程度を把握します。 2. 予測対象時期等 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにするため必要な時間とし、工事の実施期間とします。	「環境影響評価指針」(平成11年5月28日、愛知県告示第445号)を参照し、事業特性及び地域特性に基づき、適切な手法を選定しました。

表 8-3 (22) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項目	当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
				調査の手法	予測の手法	評価の手法	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物の区分	対象道路の基本的な道路構造は、概上部式を計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。 工事の実施にあたっては、工作物の除去によるアスファルト・コンクリート塊が発生します。これらの廃棄物による隣接への負荷の影響が考えられます。	1. 廃棄物の処理及び施設の状態 事業実施区域において、中間処理施設が 26 箇所存在しています。	予測及び評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の情報把握により得られることから、調査は、既存資料調査により行うことを基本とし、必要な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて聞き取り調査を行います。	1. 予測の基本的な手法 事業特性及び地域特性を基に行うこととし、廃棄物等の種類ごとの割合の発生及び処分状況を予測します。 2. 予測地域 廃棄物等が発生する事業実施区域を基本とし、また、なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、事業実施区域の周辺区域を含む範囲とします。 3. 予測対象時期等 廃棄物等の発生する工事期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 一切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全に配慮しているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づき、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
	温室効果ガス等	対象道路の基本的な道路構造は、概上部式を計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。 工事の実施にあたっては、建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による温室効果ガス（二酸化炭素）が発生します。これらの温室効果ガス等による環境への負荷の影響が考えられます。	1. 温室効果ガス等の状況 愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改訂版)」～カーボンニュートラルあいちゃんの実現に向けて～」(令和 4 年 12 月、愛知県)を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 年度 (2013 年度) 比で 46%削減する目標を設定しています。 三重県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和 5 年 3 月改定、三重県)を策定しており、令和 12 年度 (2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度 (2013 年度)比で 47%削減する目標を設定しています。	予測及び評価に必要な情報は、既存資料調査により行うことを基本とします。	1. 予測の基本的な手法 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の発生状況を把握します。 2. 予測地域 温室効果ガス（二酸化炭素）が発生する事業実施区域を基本とします。 3. 予測対象時期等 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生する工事期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス（二酸化炭素）により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全に配慮しているかどうかについて、見解を明らかにします。	
温室効果ガス等	温室効果ガス等	対象道路の基本的な道路構造は、概上部式を計画している。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画している。 工事の実施にあたっては、建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による温室効果ガス（二酸化炭素）が発生します。これらの温室効果ガス等による環境への負荷の影響が考えられます。	1. 温室効果ガス等の状況 愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改訂版)」～カーボンニュートラルあいちゃんの実現に向けて～」(令和 4 年 12 月、愛知県)を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 年度 (2013 年度) 比で 46%削減する目標を設定しています。 三重県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和 5 年 3 月改定、三重県)を策定しており、令和 12 年度 (2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度 (2013 年度)比で 47%削減する目標を設定しています。	予測及び評価に必要な情報は、既存資料調査により行うことを基本とします。	1. 予測の基本的な手法 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の発生状況を把握します。 2. 予測地域 温室効果ガス（二酸化炭素）が発生する事業実施区域を基本とします。 3. 予測対象時期等 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生する工事期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス（二酸化炭素）により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全に配慮しているかどうかについて、見解を明らかにします。	〔環境影響評価指針〕(平成 11 年 5 月 28 日、愛知県告示 445 号)を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

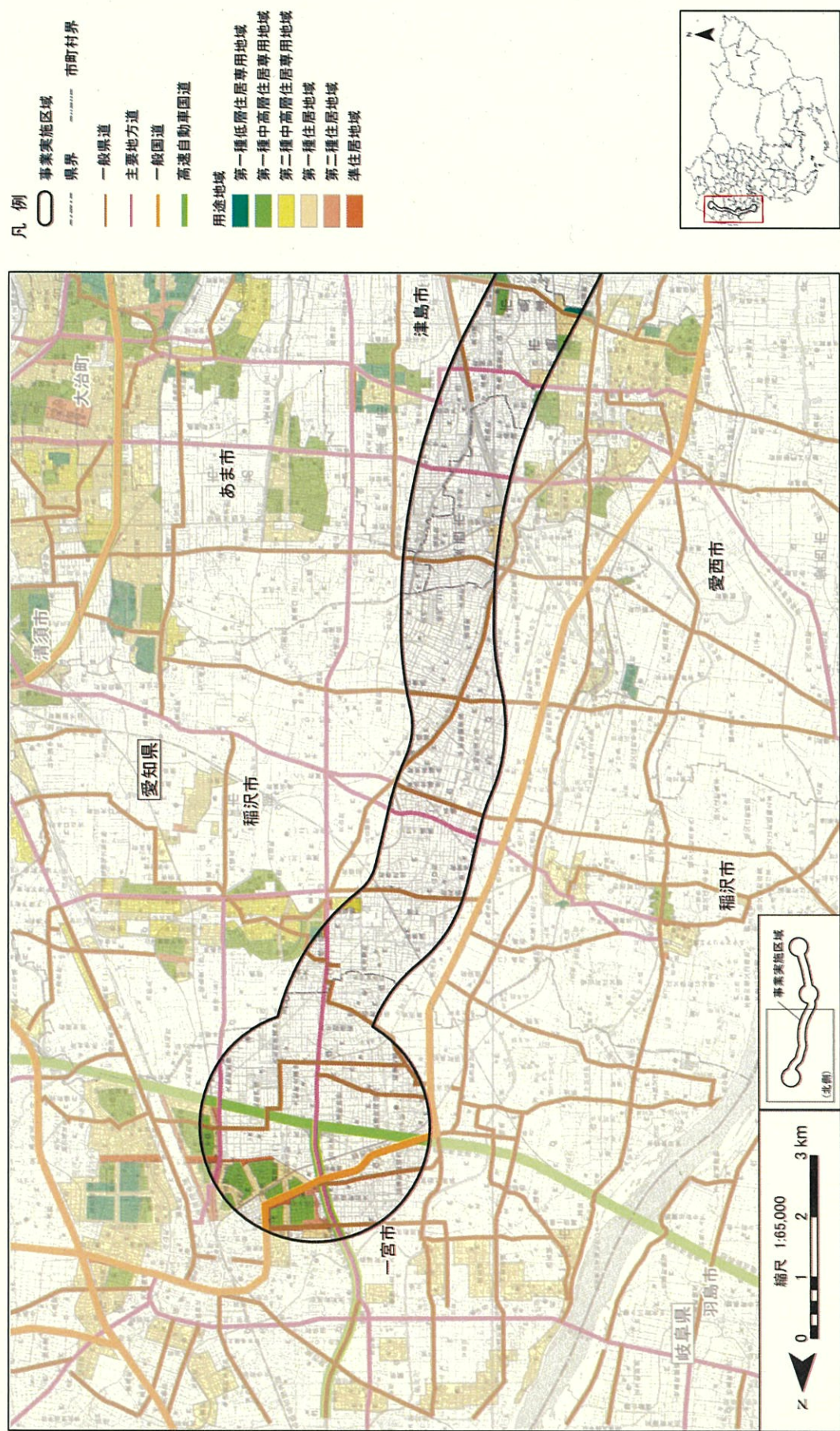


図 8-1 (1) 調査地域の目安 (大気質・騒音・振動・低周波音・日照阻害)

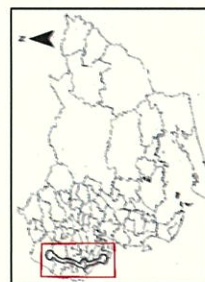
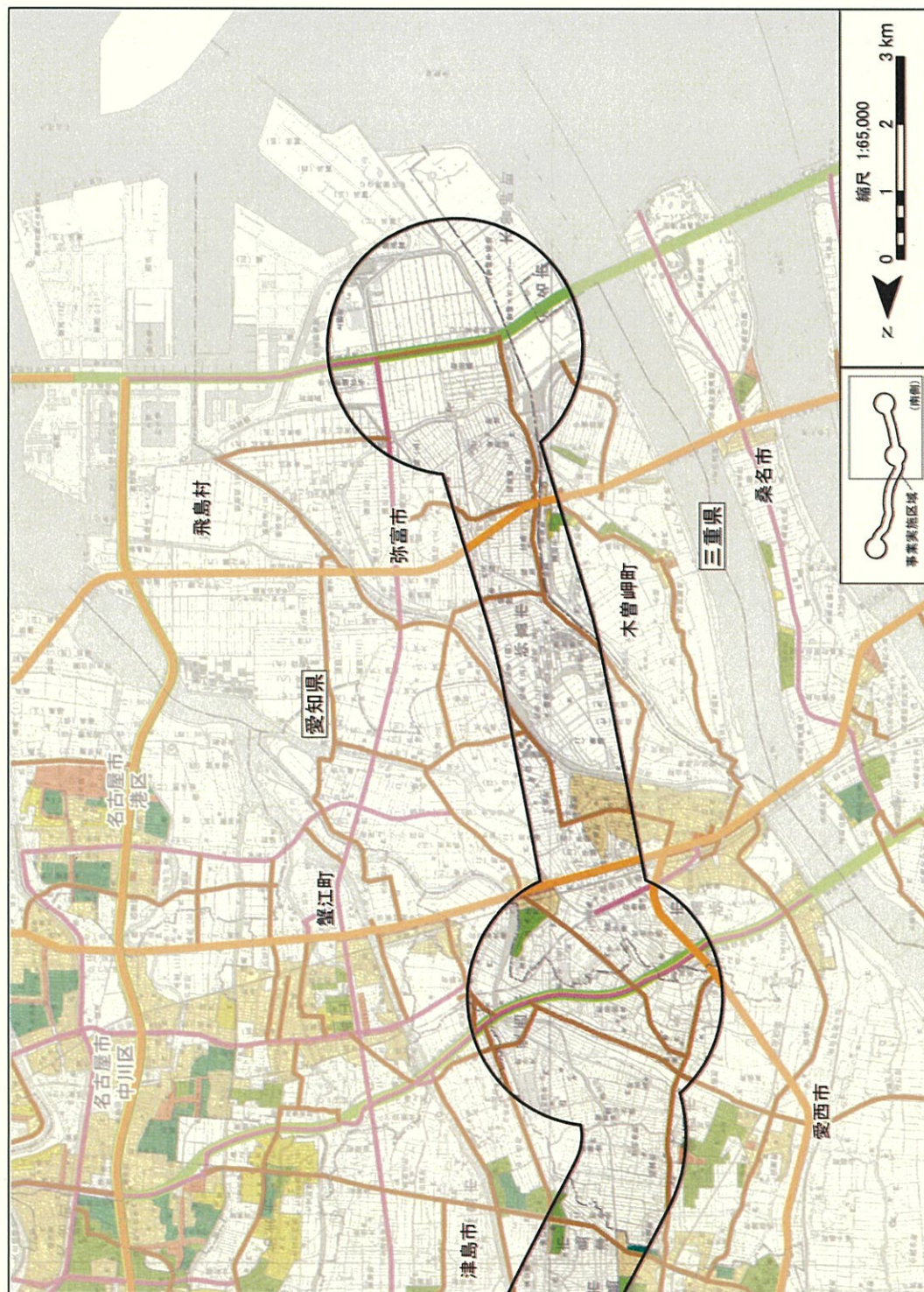
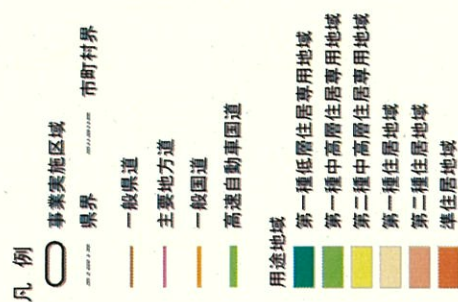


図 8-1(2) 調査地域の目安 (大気質・騒音・振動・低周波音・日照阻害)

- 凡例
- 事業実施区域
 - 市町村界
 - 県界
 - 1級河川
 - 2級河川

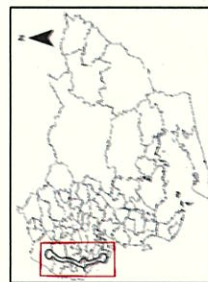
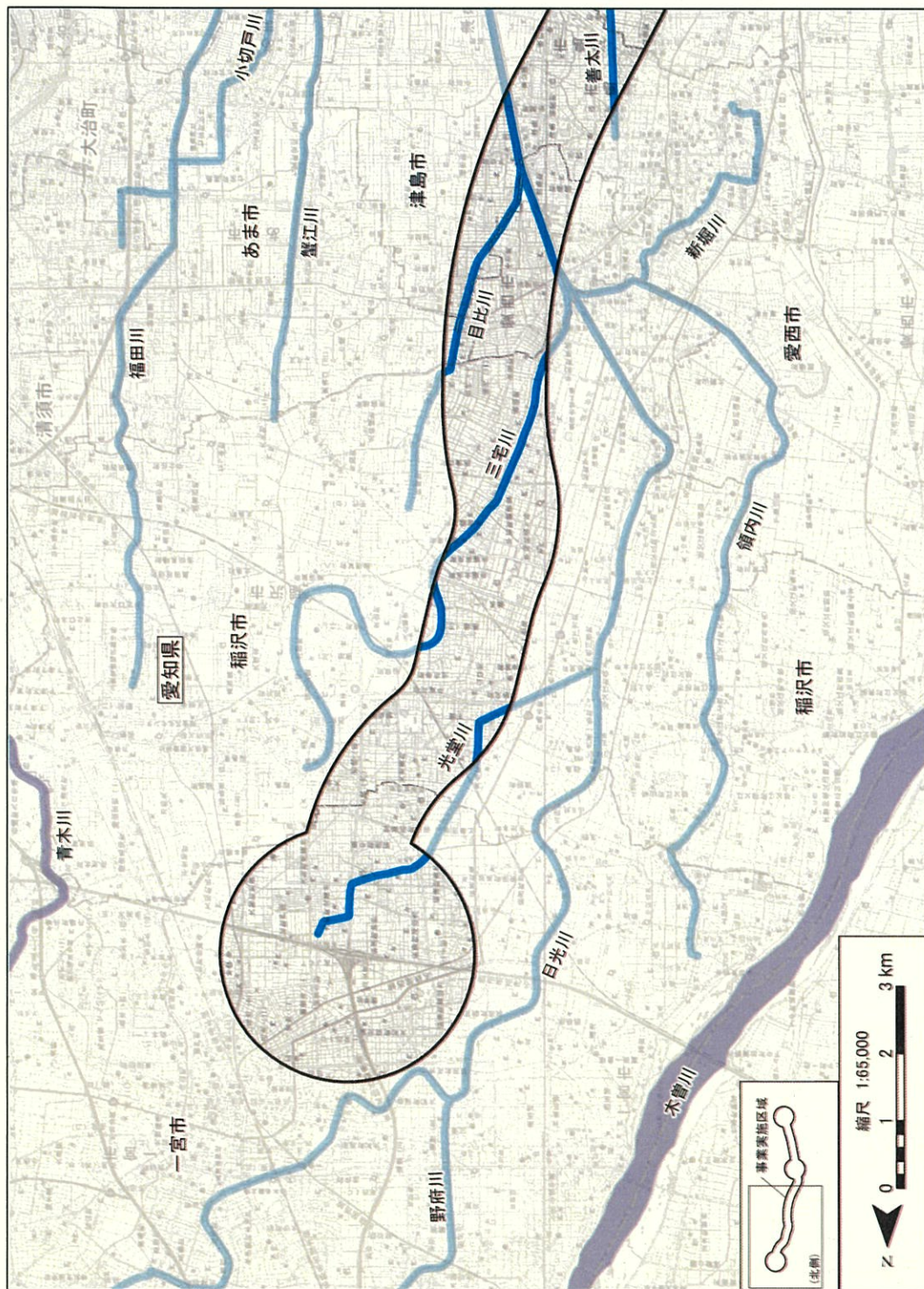


図 8-2(1) 調査地域の目安 (水質)

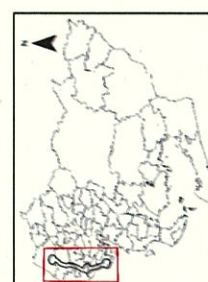


図 8-2(2) 調査地域の目安(水質)

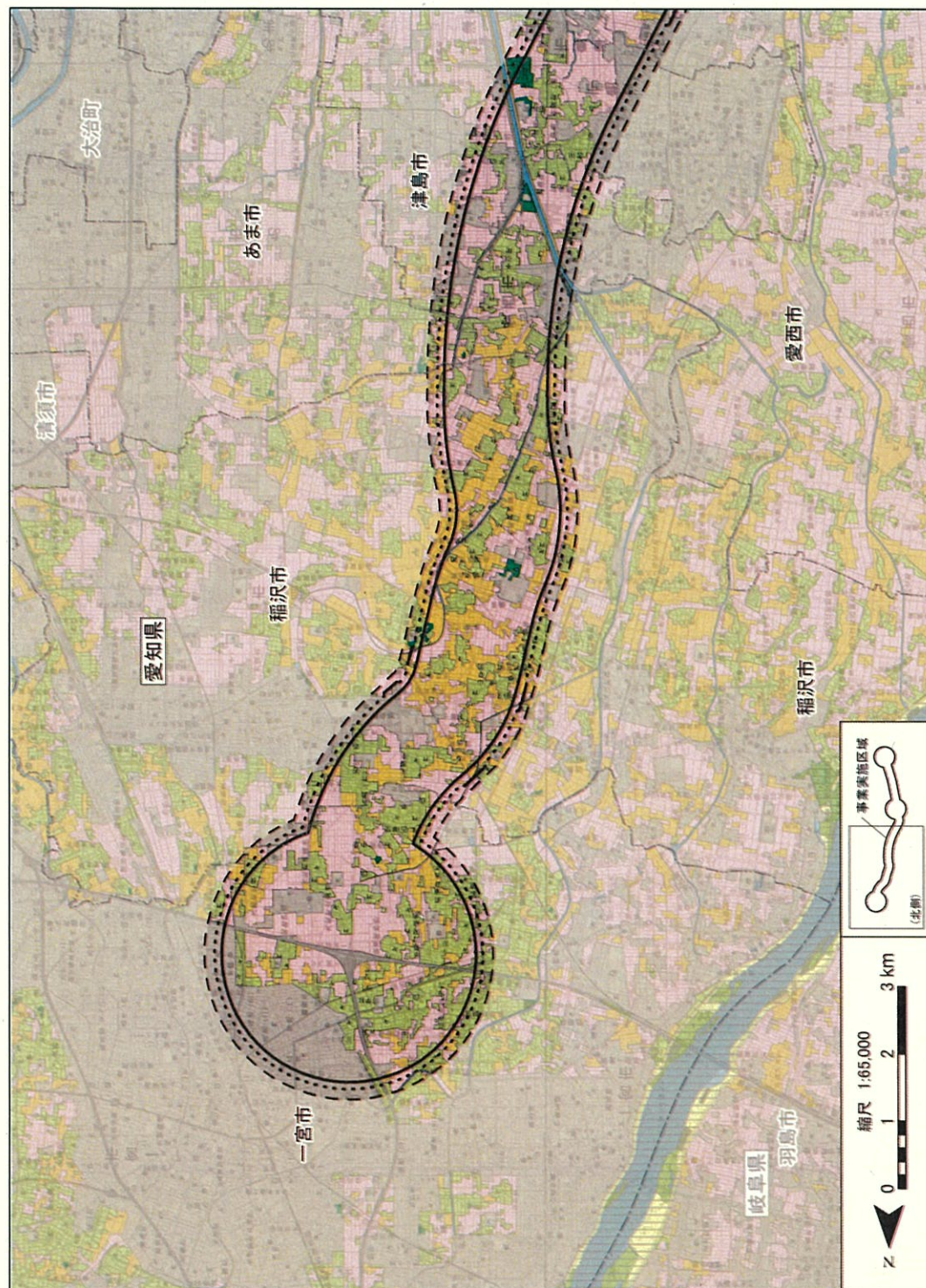


図 8-3(1) 調査地域の目安 (動物・植物・生態系)

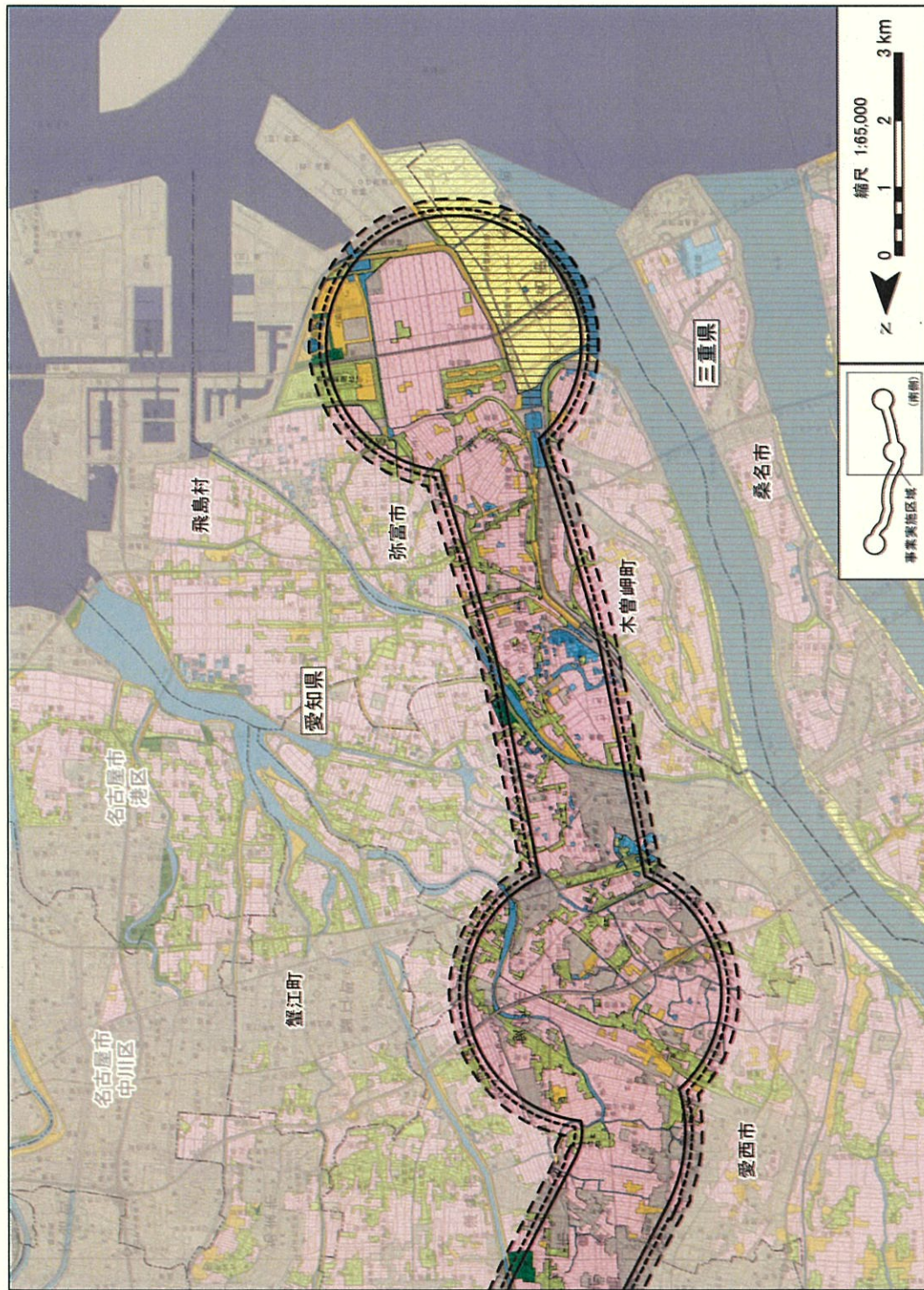
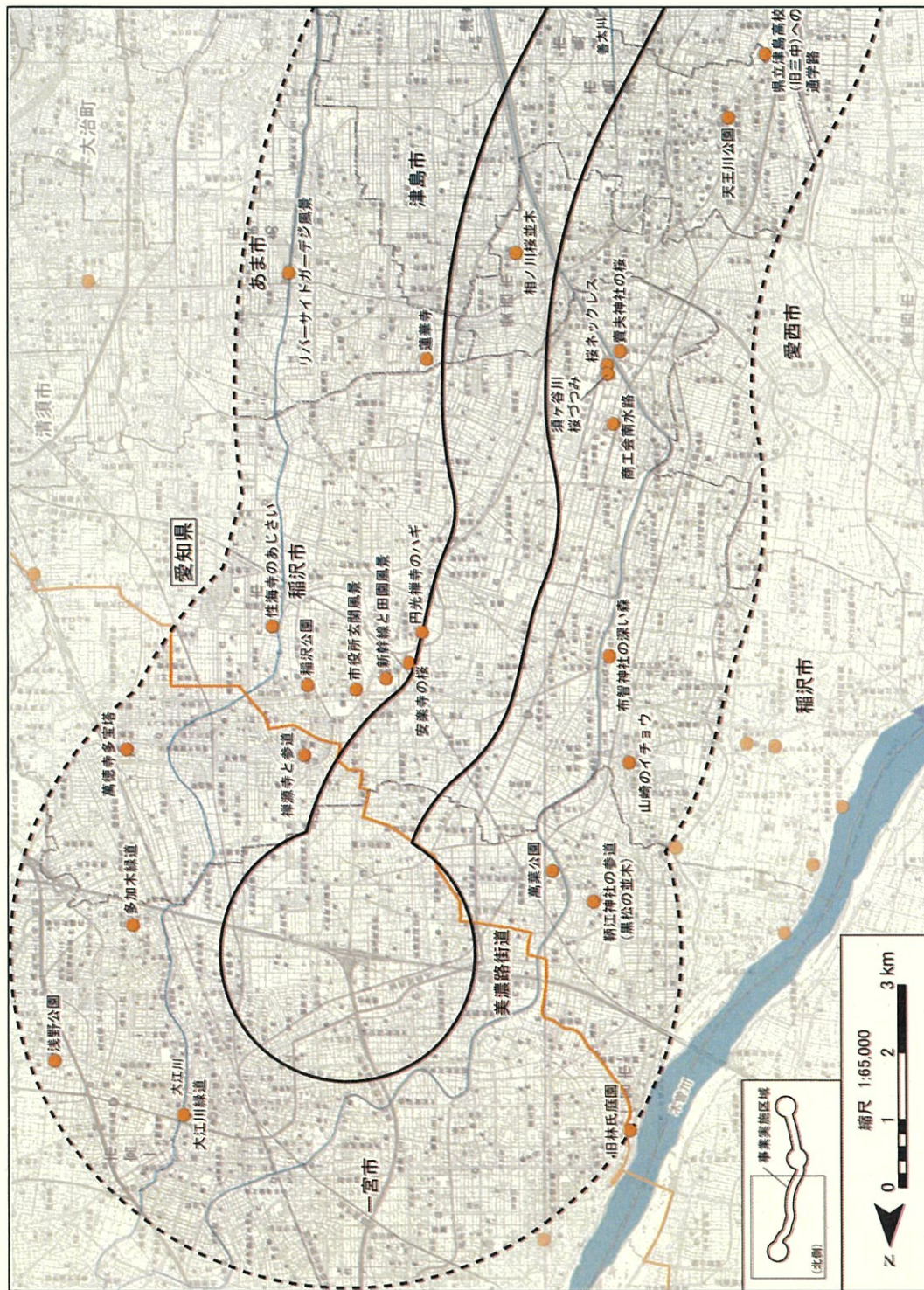


図 8-3 (2) 調査地域の目安 (動物・植物・生態系)



- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県界
 - 市町村界
 - 事業実施区域から3km
 - ▲ 主要な眺望点
 - 景観資源
 - 景観資源 (河川・街道)

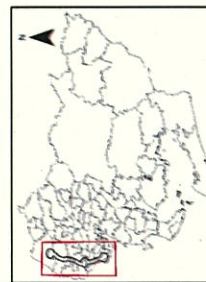


図 8-4(1) 調査地域の目安 (景観)

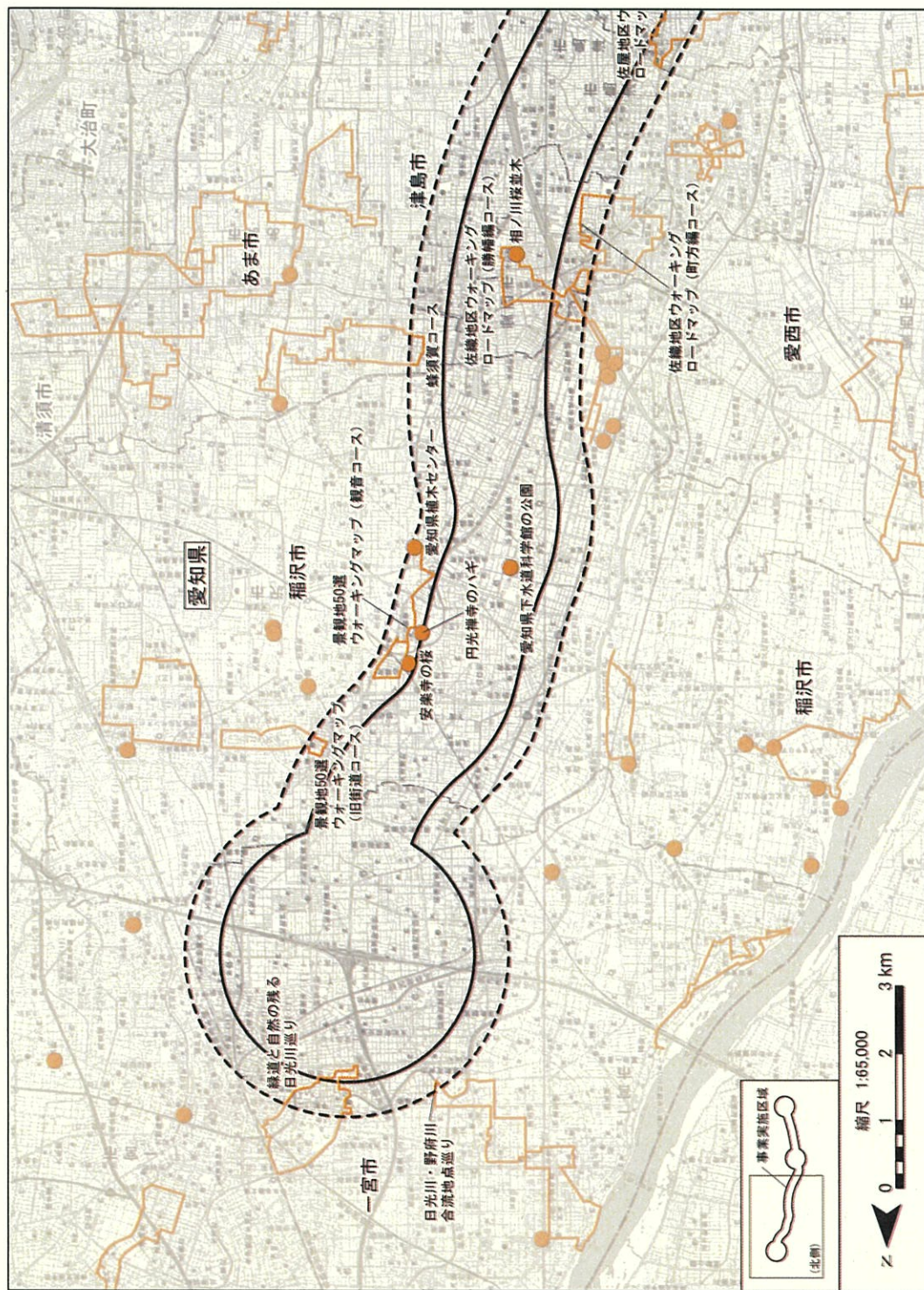


図 8-5(1) 調査地域の目安 (人と自然との触れ合いの活動の場)

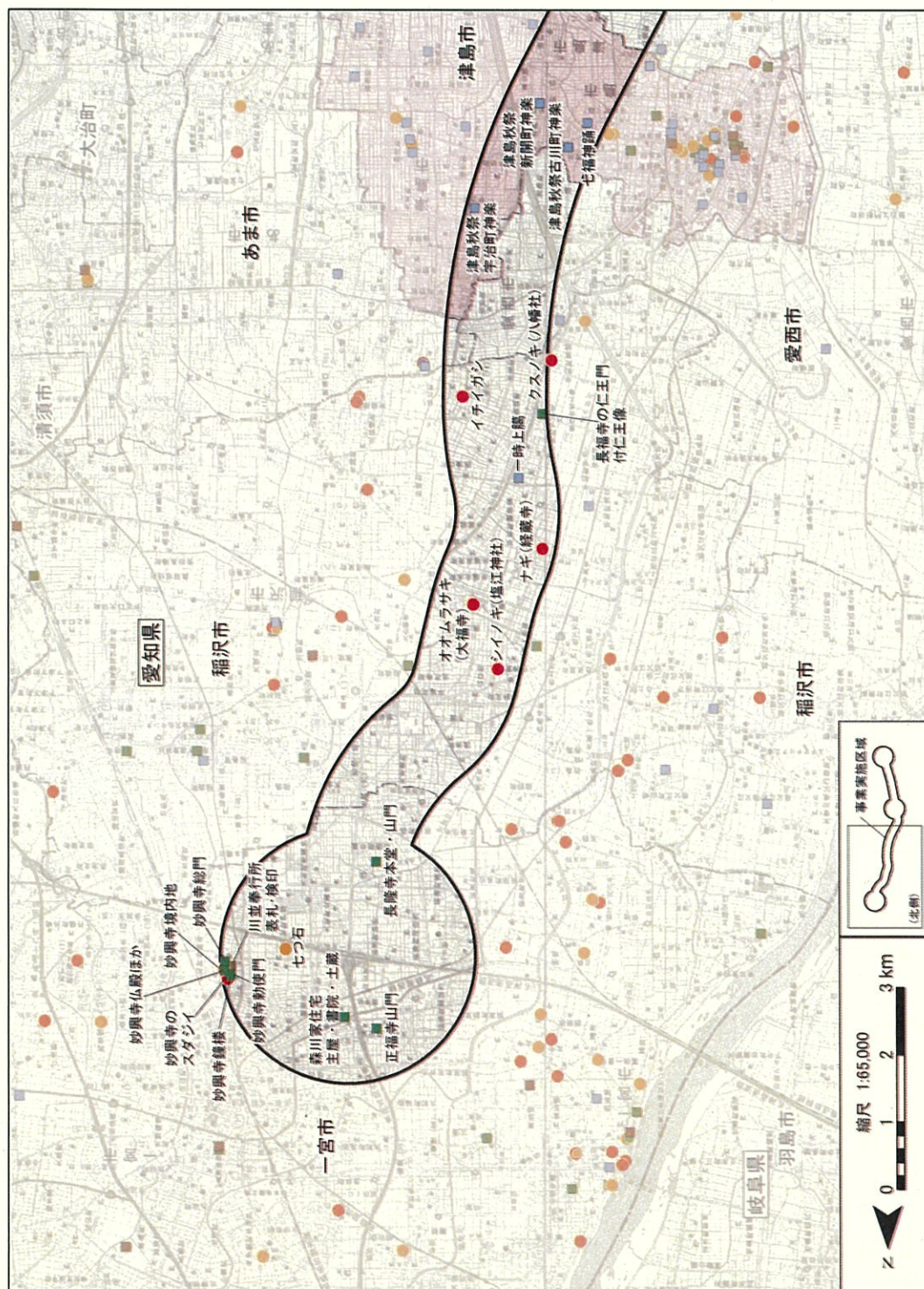


図 8-6(1) 調査地域の目安 (文化財)

